

平成 30 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ミクシィ  
代表者名 代表取締役社長 森田仁基  
(コード:2121 東証マザーズ)  
問合せ先 経営推進本部長 大澤弘之  
(電話番号:03-6897-9500)

### 第三者委員会調査報告書の開示および今後の対応につきまして

当社は、平成 30 年 2 月 8 日付「第三者委員会の調査報告書受領につきまして」でお知らせいたしましたとおり、当社連結子会社である株式会社フンザに関し、当社における株式会社フンザの買収にあたっての経営判断の合理性に関する検証ならびに株式会社フンザへのガバナンス体制・管理体制（コンプライアンス体制）その他第三者委員会が必要と認めた事項に関する調査に関する第三者委員会の調査報告書（以下「本報告書」）を受領いたしました。

本日、プライバシーおよび機密情報ならびに今後の刑事手続き等の観点から、特定取引先や特定個人等を想起させる表現等について記載の秘匿化をする措置が完了いたしましたので、本報告書について添付のとおり公表いたします。なお、本報告書の公表にあたりましては、第三者委員会の事前の確認を経ております。

#### 1. 第三者委員会の調査結果

第三者委員会の調査結果につきましては、別添の「調査報告書」をご覧ください。なお、調査報告書につきましては、プライバシーおよび機密情報ならびに今後の刑事手続き等の観点から、必要な範囲において特定取引先や特定個人等を想起させる表現等については記載の秘匿化の処置を行ったうえで公表しております。

#### 2. 第三者委員会の調査結果を受けた当社の対応方針

第三者委員会の調査結果によれば、フンザ社買収判断に関する調査方法・意思決定プロセスに特段の問題はなかったとされ、買収後の当社によるフンザ社の管理体制やフンザ社内における管理体制そのものにも特段の問題があったとは認められない、とされております。一方、(1)当社によるフンザ社の管理体制の運用面において必ずしも十分な情報共有が図られていたとは言えない点があったこと、(2)上場企業である当社の子会社であるフンザ社の経営判断にはレピュテーションリスクに対する配慮が不足していた面があることは否めないこと等のご指摘をいただいております。

当社におきましては、第三者委員会から頂いた上記のご指摘やご提言を受け、以下の対応を決定いたしました。なお、以下の対応の具体的な内容等につきましては引き続き検討を進めてまいります。

- (1) 当社および子会社におきましては、レピュテーションリスクをより意識した経営判断を行うとともに、当社グループ経営におけるガバナンス向上を実現するため、社外取締役も含む取締役相互の情報共有や取締役会および監査役会への適時な報告により、レピュテーションリスクをより意識した経営判断を適切に行うことができる体制作りを再度徹底して進めてまいります。
- (2) 当社による子会社管理につきましては、運用面での情報収集体制を強化すべく、グループ会社管理規程の見直し、子会社管理部署の新設、重要な子会社における取締役会の設置、当社における管理担当取締役の選任等を検討してまいります。
- (3) 上記の規程や制度の見直しとともに、チェック機能の強化として、内部監査室の増員および監査役会直属の監査役室の設置を進めるとともに、当社グループの役職員に対する継続的なコンプライアンス研修を実施していくことでより実効的なものにしてまいります。
- (4) 当社グループにおける各サービスの利用規約と当社の認識や実態との齟齬がないかという点につきましても、改めて検証し、齟齬等が発見された場合には速やかに是正を進めてまいります。

このたびは、株主・投資家の皆さまをはじめ、関係各位には、ご心配とご迷惑をおかけいたしましたこと、改めて深くお詫び申し上げます。上場企業としての社会的責任を再認識し、上記の対応に留まらず広く検討を行い、実行していくことで信頼回復に努めてまいります。

以 上

株式会社ミクシィ 御中

# 調査報告書

平成30年2月7日

株式会社ミクシィ 第三者委員会

委員長 上田 廣一

委員 小林 公明

委員 丹羽 厚太郎

【用語集】

用語名	内容
本委員会	チケットキャンプに関し、平成 30 年 1 月 24 日に設置された株式会社ミクシィ第三者委員会
本件調査	本委員会による調査
ミクシィ社	株式会社ミクシィ
フンザ社	株式会社フンザ
本件買収	平成 27 年 3 月 31 日に実行された、ミクシィ社によるフンザ社の発行済株式全ての取得取引
買収検討チーム	本件買収に関する検討チーム
チケットキャンプ	フンザ社が運営・管理するチケット等の二次流通仲介サイト
チケットキャンプ事業	フンザ社が「チケットキャンプ」として行っているチケット等の二次流通仲介サイトの運営・管理に関する事業
出品者	チケットキャンプにおいて、チケット等を出品するチケットキャンプ会員
販売者	チケットキャンプにおいて、チケット等を販売するチケットキャンプ会員
売り手	出品者と販売者の総称
買い手	チケットキャンプにおいてチケット等を落札又は購入するチケットキャンプ会員
手数料	チケットキャンプを利用してチケット等を売買した場合に売り手又は買い手が支払う取引手数料、決済システム料、取消料の総称
プレミアム会員制度	チケットの取引量が多く、取引内容も優良である一部の会員をプレミアム会員とし、手数料の割引措置を行う制度
VIP 会員制度	同業他社サイトで出品している者若しくは取引内容が優良である出品者をチケットキャンプに誘引することを目的として、チケットキャンプの会員となった場合に VIP 会員として手数料の割引措置等を行う制度
甲法律事務所	ミクシィ社が本件買収時に法務調査を依頼した法律事務所
乙社	ミクシィ社が本件買収時に財務・税務調査を依頼した会社
丙社	ミクシィ社が本件買収時にビジネスデューディリジェンスを依頼した会社

チケット販売関係者	チケット等の一次流通事業者及びその関係者
ミクシィ社管理部門	ミクシィ社におけるグループ会社の管理を担当する部門
神戸地裁判決	神戸地裁平成 29 年 9 月 22 日判決 (平成 29 年 (わ) 662 号、平成 29 年 (わ) 769 号詐欺被告事件)
同業他社	フンザ社と同様、チケットの二次流通仲介サイトを運営している会社
同業他社サイト	同業他社が運営するチケットの二次流通仲介サイト
α	α社が運営するチケットの二次流通仲介サイトである「α」
β	β社が運営するチケットの二次流通仲介サイトである「β」
γ	γ社が営むネットオークションサイトであり、チケットの二次流通仲介サイトとしても活用されている「γ」
δ	δ社が営むネットオークションサイトであり、チケットの二次流通仲介サイトとしても活用されている「δ」
A 氏	ミクシィ社代表取締役、フンザ社取締役
B 氏	ミクシィ社取締役
C 氏	ミクシィ社社外取締役
D 氏	ミクシィ社社外監査役
E 氏	ミクシィ社従業員
F 氏	ミクシィ社元従業員、フンザ社元取締役
G 氏	ミクシィ社従業員、フンザ社元監査役
H 氏	ミクシィ社元従業員
I 氏	ミクシィ社従業員
J 氏	ミクシィ社元社外取締役
K 氏	ミクシィ社元従業員、フンザ社元従業員
L 氏	フンザ社元代表取締役
M 氏	フンザ社元取締役
N 氏	ミクシィ社元取締役
O 氏	ミクシィ社取締役
P 氏	ミクシィ社常勤監査役
Q 氏	ミクシィ社社外監査役

## 目 次

<b>第1章 本件調査の概要</b> .....	1
第1 本委員会の設置の経緯 .....	1
第2 委嘱事項(調査対象) .....	1
第3 本委員会の構成 .....	1
<b>第2章 調査手続の概要</b> .....	2
第1 調査実施期間 .....	2
第2 実施した調査手続の概要 .....	2
1. 関係資料の確認・精査 .....	2
2. 関係者に対するヒアリングの実施 .....	2
第3 企業等不祥事における第三者委員会ガイドラインへの準拠 .....	2
第4 前提事項 .....	2
<b>第3章 本件調査によって判明した事実関係</b> .....	3
第1 ミクシィ社の組織体制 .....	3
1. 本件買収時 .....	3
2. 平成27年4月1日時点 .....	4
3. 現在 .....	4
第2 フンザ社の組織体制 .....	4
1. 本件買収時 .....	4
2. 本件買収後 .....	5
第3 チケットキャンプ事業の内容 .....	5
1. チケットキャンプ事業の概要 .....	5
2. 会員との間の契約 .....	5
3. チケットキャンプ事業の事業経過 .....	10
第4 本件買収に関する経緯 .....	11
1. ミクシィ社が本件買収を検討するに至る経緯 .....	11
2. ミクシィ社における本件買収時の検討 .....	13
3. ミクシィ社における本件買収の意思決定プロセス .....	18
4. フンザ社株主との交渉(価格、契約条件) .....	22
第5 本件買収の実行 .....	23
1. 契約締結・クロージング .....	23
2. 役員派遣 .....	23
第6 本件買収後の各種団体からの申入れへの対応 .....	23

1. チケット販売関係者からの申入れの内容と対応 .....	23
2. 適格消費者団体からの申入れの内容と対応 .....	26
3. 申入れに関するフンザ社からミクシィ社に対する報告状況 .....	26
<b>第7 チケットキャンプに関して検討されていた対策等 .....</b>	<b>27</b>
1. ミクシィ社従業員によるチケットキャンプ事業の調査 .....	27
2. 法務アドバイザーによる調査 .....	28
3. 詐欺罪による逮捕報道に伴う対応の検討 .....	28
4. 神戸地裁判決に伴う対応の検討 .....	29
5. 社内調査委員会の設置 .....	29
6. チケットキャンプ事業の終了の決定 .....	30
<b>第8 ミクシィ社による反社会的勢力排除の取組み .....</b>	<b>30</b>
1. 本件買収時の丁社による調査 .....	30
2. 平成27年12月の丁社による調査 .....	30
3. 平成28年10月の丁社による調査 .....	30
4. 平成28年11月の丁社による調査 .....	31
5. 平成29年1月頃以降の戊社による反社会的勢力排除の調査 .....	31
<b>第9 本件買収後の子会社管理体制 .....</b>	<b>31</b>
1. 子会社管理に関する社内規程の状況 .....	32
2. 子会社管理に関する組織体制 .....	33
<b>第4章 本委員会による評価 .....</b>	<b>36</b>
<b>第1 転売目的でのチケット購入及び転売行為と二次流通サイトへの刑罰法規適用につ</b>	
<b>いて .....</b>	<b>36</b>
1. 転売者によるチケット転売行為について、二次流通プラットフォームが刑罰法規	
の適用を想定すべきであったと評価できるか .....	37
2. 神戸地裁判決と二次流通プラットフォームの詐欺幫助の成否 .....	41
<b>第2 本件買収判断及びフンザ社に対するガバナンス体制に関する当委員会の評価 .....</b>	<b>44</b>
1. 本件買収判断について .....	44
2. ミクシィ社によるフンザ社に対するガバナンス体制について .....	50
<b>第3 チケットキャンプ事業を廃止するに至った原因の分析 .....</b>	<b>57</b>
<b>第4 改善策の提言 .....</b>	<b>58</b>
1. レピュテーションに配慮した迅速な経営判断 .....	58
2. 子会社に対するガバナンスの強化等に向けた施策の実施 .....	59

## 第1章 本件調査の概要

### 第1 本委員会の設置の経緯

平成29年12月4日、ミクシィ社の子会社であるフンザ社は、運営するチケットキャンプに関し、商標法違反及び不正競争防止法違反の被疑事実で、兵庫県警による強制捜査を受けた。これを受け、ミクシィ社は、同月12日、社内調査委員会を設置し、社内調査委員会は、同月25日、調査結果をミクシィ社に報告した。ミクシィ社は、社内調査委員会の調査結果等を踏まえ、同月27日、平成30年5月31日をもってチケットキャンプ事業を終了することを決定した。

また、フンザ社は、京都府警による強制捜査を受け、平成30年1月11日、フンザ社の元代表取締役であるL氏及び転売業者が詐欺の被疑事実で京都地方検察庁に書類送検された。

これを受けて、客観的かつ専門的な見地からの調査分析を実施するため、ミクシィ社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会として、本委員会が設置された。

### 第2 委嘱事項（調査対象）

本委員会は、ミクシィ社からの委嘱により、以下の事項を調査対象とし、事実関係の調査、原因の究明及び必要な改善策の提言を行う。

- ① ミクシィ社におけるフンザ社の買収にあたっての経営判断の合理性
- ② ミクシィ社によるフンザ社管理体制（フンザ社の反社会的勢力排除の取り組みを含む。）の合理性
- ③ その他本委員会が必要と認めた事項

### 第3 本委員会の構成

本委員会の構成は下記のとおりである。

委員長	上田 廣一	(弁護士・元東京高等検察庁検事長)
委員	小林 公明	(弁護士)
委員	丹羽 厚太郎	(弁護士)

本委員会は、調査の中立性・独立性等を確保するため、平成22年7月15日付日本弁護士連合会策定の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（平成22年12月17日改訂）」に準拠して委員の選定を行っており、各委員及びその所属する法律事務所がミクシィ社及びフンザ社との間に顧問



契約等の特別の利害関係がないことを確認した上で、ミクシィ社の社外取締役及び社外監査役の協議を経て選定されたものである。

また、本委員会は、弁護士清水琢磨、弁護士稲葉直紀、弁護士村上晋一朗、弁護士富田大樹を調査担当弁護士として任命し、本件調査の補佐をさせた。調査担当弁護士においても、ミクシィ社及びフンザ社との間に顧問契約等の特別の利害関係がないことを確認した上で、任命を行ったものである。

## **第2章 調査手続の概要**

### **第1 調査実施期間**

本委員会は、平成30年1月24日から同年2月7日までの期間、本件調査を実施した。

### **第2 実施した調査手続の概要**

本委員会が実施した本件調査の方法の概要は、以下のとおりである。

#### **1. 関係資料の確認・精査**

本委員会は、本件調査のために、社内規程、会議体の議事録、関係者及び委託先その他の第三者の作成した資料、関係者の保存していた電子メール等の関係資料の分析、検証を行った。

#### **2. 関係者に対するヒアリングの実施**

本委員会は、本件調査のために、ミクシィ社及びフンザ社の役職員（退職者を含む）に対するヒアリングを実施した。ヒアリング対象者の合計人数は、21名である。

### **第3 企業等不祥事における第三者委員会ガイドラインへの準拠**

本委員会は、平成22年7月15日付日本弁護士連合会策定の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（平成22年12月17日改訂）」に準拠して構成されたものであり、その運営、調査手続の実施、調査報告書の作成にあたっては、同ガイドラインに準拠している。

### **第4 前提事項**

本委員会の本件調査及び調査の結果においては、以下の一般的な限界・留保事項を前提としている。

- (1) 本委員会は、ミクシィ社及びフンザ社から誠意ある協力を得られたものと考えているが、本委員会の調査はあくまでミクシィ社及びフンザ社の役職員の任意の協力が前提となるものであり、本委員会は強制的な調査権限を有しているものではない。このため、本委員会の調査の結果が、過誤や逸失等を完全に免れ得るものではない。
- (2) ミクシィ社及びフンザ社等から提出された関係資料、関係者に対するヒアリング結果については、明確に疑うべき事情がない限り、全て真正・完全であることを前提としている。
- (3) 本件調査及び調査の結果は、調査対象に関する事実関係の確認、原因の究明及び改善策の策定等のために用いられることを予定しているものであり、それ以外の目的のために用いられることを予定していない。また、本委員会は、関係者に対する法的責任の追及を目的とするものではない。
- (4) 本件調査は、ミクシィ社からの委嘱を受けて、ミクシィ社のためだけに行われたものである。このため、本件調査の結果は、第三者に依拠されることを予定しておらず、いかなる意味においても、本委員会は第三者に対して責任を負わない。
- (5) 本報告書は日本語によって作成されている。このため、仮に本報告書の英訳版が作成される場合であっても、英訳版につき本委員会は何らの責任を負わない。
- (6) 本件調査は、上記第1章第2記載の委嘱事項に限定し、上記第1記載の短期間の中で、上記第2記載の調査方法及び範囲で実施されたものである。したがって、本報告書の記載事項は、これらの調査の対象範囲において判明した事実のみに依拠しており、それ以外の重要な事実が明らかになった場合には、本報告書の内容を変更すべき可能性がある。

### 第3章 本件調査によって判明した事実関係

#### 第1 ミクシィ社の組織体制

##### 1. 本件買収時

本件買収時における、ミクシィ社の組織体制は、大要別紙1のとおりであり、以下の会議体・部門が設けられていた。

- ① 取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成され、原則として毎月1回定期的に開催されていた。なお、ミクシィ社の取締役会規程において、「重要な業務提携、合併、事業の譲渡または譲受け等に関する事項」は、取締役会付議事項とされていた。
- ② ミクシィ社では、取締役会の意思決定を速やかに行い、重要事項について十分な審議を行うため

に、経営会議を設置している。経営会議は、原則として、毎月1回定期的に開催され、必要がある場合には、臨時経営会議が開催されていた。経営会議は、代表取締役、取締役、執行役員、その他本部長、部室長の中から経営会議が選定した者をもって構成され、監査役は、経営会議に出席し意見を述べることができた。

- ③ ミクシィ社は、監査役会設置会社である。監査役会は、3名の社外監査役（うち1名は常勤監査役）で構成されており、原則として毎月1回定期的に開催されている。また、監査役監査は年度計画に基づいて行われ、監査役会において、報告・協議し、取締役に對し適宜意見を述べ、内部監査部門及び会計監査人との連携により全般的な監査を実施している。社外監査役は、取締役の影響を受けずに業務執行を客観的に監査することを目的として選任される。
- ④ ミクシィ社における管理部門は、経営推進本部であり、経営推進本部の中に、経理財務部、総務部及び経営推進室が設けられていた。
- ⑤ ミクシィ社代表取締役をはじめとしたミクシィ社取締役及びミクシィ社本部長並びに各グループ会社の代表取締役が定例会議を開催し、各グループ会社から重要事項の報告を行っている。

## 2. 平成27年4月1日時点

ミクシィグループは、グループ会社管理規程に基づき、平成27年4月1日をもってグループ会社の管理を行う部門（経営企画本部）を設置し、グループ会社の事業の進捗状況及び取締役等の職務執行状況のモニタリングを実施することとした。また、経営推進本部の下にあった総務部の名称を改め、法務部を組織することとした。同日時点のミクシィの組織図は別紙2のとおりである。

## 3. 現在

現在における、ミクシィ社の組織体制は、大要別紙3のとおりである。

上記1.の①、②、③及び⑤、また、上記2.については、現在についても同様である。上記1.の④については、ミクシィ社における管理部門は、経営推進本部であり、経営推進本部の中に、経営企画室、法務部、経理財務部、コーポレート・コミュニケーション室、はたらく環境室、スマートヘルス事業部、投資事業推進室が設けられている。

## 第2 フンザ社の組織体制

### 1. 本件買収時

本件買収時、フンザ社には、取締役会は設置されておらず、フンザ社の意思決定は、取締役2名の協議によって行われていた。

組織体制については、開発（ウェブサイト・アプリ等の開発を担当）、カスタマーサービス（顧客からの電話・メール等による問い合わせへの対応等を担当）、運営（公演情報の収集、本人確認書類の管理等を担当）、マーケティング（広告・宣伝活動を担当）の4つのチームが存在していたが、管理部門は設置していなかった。

なお、各チームの従業員と取締役との間で毎週1時間程度チームミーティングを実施し、また、社内全体でのミーティングを毎週1時間程度実施し、業務上の課題等の検討を行っていた。

## 2. 本件買収後

本件買収後、A氏が平成27年3月31日付でフンザ社取締役に就任したことを契機に、取締役会及び監査役が設置され、G氏が監査役に就任した。

本件買収後も、フンザ社において管理部門は設置しておらず、フンザ社の法務、人事・労務、総務、会計・税務等の管理業務についても、ミクシィ社管理部門が担当していたとのことである。具体的には、本件買収後、F氏がミクシィ社から事務局として平成27年5月1日付でフンザ社に出向し、以降、フンザ社において管理業務の必要性が生じた際に、F氏からミクシィ社管理部門へ報告及び相談がなされ、ミクシィ社管理部門からの指示を仰いだ上で対応していた。

なお、F氏は、平成28年4月1日付でフンザ社の取締役に就任し、平成29年6月30日付で辞任しているが、F氏の取締役辞任後は、ミクシィ社からフンザ社に出向したR氏が、F氏のフンザ社における業務を引き継いで担当している。

また、フンザ社においては、意思決定の迅速化等のため、平成29年3月31日付で、取締役会非設置会社に移行しており、同日付でG氏も監査役を退任している。

なお、平成29年12月27日付でL氏、M氏が取締役を辞任し、現在では取締役がA氏1名となっている。

## 第3 チケットキャンプ事業の内容

### 1. チケットキャンプ事業の概要

フンザ社は、平成25年4月下旬より、「チケットキャンプ」という名称のウェブサイトを開設し、会員がチケットキャンプにおいて音楽、演劇、スポーツその他エンターテインメント関連の各種イベント等のチケット、権利及びサービス（以下、「チケット等」という。）を売買することができるサービスを提供するチケットキャンプ事業を行っている。

### 2. 会員との間の契約

## a 利用規約

### (a) チケット売買取引の内容・方法

#### i. チケット売買取引の概要

チケットキャンプの利用規約<sup>1</sup>によれば、チケットキャンプにおける取引では、売り手と買い手との間において、チケット等の売買契約が締結されるものであり、フンザ社は、売り手と買い手との間の売買契約の当事者となるものではない（利用規約第3条第1項）<sup>2</sup>。本件買収当時、チケットキャンプの会員数は、40万人であり、平成26年の年間取扱高は35億円であった。

#### ii. チケットの交付方法及び売買代金の支払方法

売り手及び買い手は、売買契約成立後、相互に連絡を取り合って、売り手は、買い手に対してチケットを発送し、買い手は、フンザ社に対してチケット等の代金及び手数料を支払う（利用規約第7条、同第11条第2項）。フンザ社は、買い手からチケットの到着確認が行われ、売り手が義務を履行したと判断したことを条件として、チケット等の代金を売り手に支払う（同条第3項）。フンザ社は、売り手にチケット代金を支払うにあたり、売り手が負担する手数料の支払債務をチケット対価支払債務と対当額をもって相殺することができる（同条第4項）。

#### iii. 取引手数料、決済システム料、キャンセル料

フンザ社は、チケットキャンプ事業開始当初から、平成26年1月中旬までは、売り手及び買い手のいずれからも取引手数料を取得していなかった。同月中旬から、フンザ社は、チケット等の代金の決済（エスクロー決済）の導入に伴い、売り手及び買い手それぞれから、取引手数料として、チケット等の代金の5%を取得するようになった<sup>3</sup>。その後、取引手数料は、平成29年3月に、売り手

---

<sup>1</sup> 本報告書においてチケットキャンプの「利用規約」は、特に注記しない限り、本報告書作成日時点のものとする。

なお、利用規約は、平成25年4月1日に制定され、同年9月1日、平成26年1月15日、同年4月22日、同年8月4日、平成27年1月13日、同年10月1日、平成28年3月31日、平成29年2月16日にそれぞれ一部が改訂されている。

<sup>2</sup> 利用規約にはチケット等の「売買契約若しくはサービス提供契約」と規定されているが、買い手が売り手にサービスの提供を求めることは想定されておらず、法的にみれば、チケット等はあくまで興行主等のサービス提供者に対し役務提供を求める債権であると解されるため、本報告書においては、チケットキャンプにおける取引は当該債権の譲渡（売買）と整理している。

<sup>3</sup> ただし、チケット等の代金が8000円以下の場合、取引手数料は、売り手一律560円、買い手一律400円とされている。

8.64%、買い手0%に改定された<sup>4</sup>。当該改定は、同業他社サイトであるαが買い手に取引手数料を課しておらず、これに合わせることで、より競争力を高めるために行われたものであった。

フンザ社は、少なくとも本件買収以降、買い手から、取引手数料の他に、3.24%の決済システム料を取得していた<sup>5</sup>。

フンザ社は、本件買収以降、取引成立前のキャンセルについて、売り手から手数料（キャンセル料）を取得していなかった。

一方、取引成立後のキャンセルについては、即落対応のチケット等（「即落」とは、チケットの取引において、落札申請をスキップし、売り手の承認が不要で、買い手の申込により即時に取引が成立する出品方法のことである。）と即落対応ではないチケットによって区別し、即落対応ではないチケットについては、売り手から10%の手数料（キャンセル料）を取得し、即落対応のチケットは、当初100%（チケット販売額）の手数料（キャンセル料）を売り手から取得していたとのことである。もともと、適格消費者団体W作成の平成28年12月1日付「申入書」において、売り手が即落対応選択時の取引成立後にキャンセルをする場合の手数料（キャンセル料）の定めが消費者契約法第9条第1号及び第10条に違反するものである旨の申入れがなされたことを契機として、平成29年10月31日付にて即落対応のチケットのキャンセルに係る手数料（キャンセル料）をチケット販売額の10%に改定している<sup>6</sup>。

## (b) 転売禁止条項

### i. 条項の内容

フンザ社は、利用規約において、「売り手は、転売する目的で得たチケット等を出品してはならない」ものとし（利用規約第6条第8項）、「売り手が本規約に違反した出品を行った場合、売り手が真に売買契約等を締結する意思のない出品を行ったと当社が判断した場合、価格を不当につり上げるための転売目的の出品を行っている」と当社が判断した場合その他当社が不相当と認める場合、当社は、売り手に事前に通知することなく、出品を無効とすることができる」との定めをおいている（同条第10項）。また、フンザ社は、利用規約において、「買い手は、転売する目的でチケット等を購入してはならない」ものとしている（利用規約第8条第3項）。

さらに、フンザ社は、チケットキャンプのウェブサイト上では、フッターに「転売目的でのチケット購入、販売は固くお断りさせていただきます。」と表示している。

---

<sup>4</sup> ただし、チケット等の代金が8000円以下の場合、売り手の取引手数料は一律690円とされている。

<sup>5</sup> ただし、決済システム料は、チケット等の代金が1万円以下の場合には一律432円、チケット等の代金が3万円以下の場合には一律756円とされている。

<sup>6</sup> ただし、チケット等の代金が8000円以下の場合には一律800円とされている。

## ii. 同業他社サイトの利用規約における転売禁止条項

同業他社サイトの利用規約では、平成30年2月1日時点において、転売禁止条項につき、以下のとおり規定されている。

同業他社サイトαの利用規約においては、「会員が、「α」の利用に際して、転売目的で購入したチケットを掲載した場合又は転売目的でチケットを購入した場合」を禁止行為とし（α規約）、「転売目的に購入され、法令（各都道府県の条例を含みます。）に違反に該当する可能性がある」と弊社が推測するとき」は、当該チケットの掲載を削除及び取引中の場合には、直ちにキャンセルすることができる（α規約）と規定されている。また、当該サービスのウェブサイト上では、フッターに「※転売目的で購入したチケットの掲載及び、転売目的のご注文は固くお断りさせていただきます。」と明示している。

βの利用規約においては、会員は、「転売目的で購入した商品を本サービスに出品する行為」を行ってはならない（ただし正当な手段で入手した商品についてはこの限りではない。）（β規約）と規定されている。また、当該サービスのウェブサイト上では、フッターに「※転売目的で購入したチケットの掲載、転売目的での注文・購入は固くお断りします。」と明示している。

γの利用規約においては、出品禁止物として、「19.転売する目的で入手したと当社が判断するチケット」（γガイドライン）と規定されている。

## b. プレミアム会員制度

### (a) 制度の概要、会員数、導入の経緯

チケットキャンプにおいては、プレミアム会員制度が存在し、プレミアム会員は、本件買収時点で約1500人程度存在し、平成29年5月8日時点で1万1190人存在した。

プレミアム会員制度は、L氏がインターネット通販のウェブサイト等に利用者の会員制度が存在することから着想し、チケットキャンプにおいても、チケットの発送や各種連絡等に関し優良な対応をする利用者の定着を図るために設けられたものである。

なお、プレミアム会員制度は、利用規約に明示されておらず、ウェブサイト等では公表されていない制度であったが、同業他社に上記のようなアイデアを模倣されることを防ぐために非公開としていたものであった。

### (b) プレミアム会員への認定及び登録

プレミアム会員については、フンザ社営業部門の従業員が、内部的に存在するプレミアム会員の選

定ルールに基づいて、会員の取引数、他の会員からの評価等を総合的に考慮して認定し、該当者には本人確認等の所定の登録手続を案内する内容のメールを一斉送信し、当該登録手続を完了した者をプレミアム会員として取り扱っていた<sup>7</sup>。

なお、プレミアム会員については期間制限はないが、フンザ社において利用規約の違反行為等が確認できた場合には、会員資格を剥奪することもあった。

#### (c) プレミアム会員に適用される優遇措置

プレミアム会員に対しては、①売り手としての取引手数料の割引、②専任スタッフによるサポート、③売り手の個人情報の非表示（当該会員が希望した場合）の措置が適用される。

売り手の手数料の割引措置（上記①）とは、通常の会員には、平成29年3月以降、売り手の取引手数料を売買代金の8.64%としているところ、プレミアム会員に対しては、当該取引手数料を1%減額し、7.64%の取引手数料を課すというものである。

### c VIP 会員制度

#### (a) 制度の概要、会員数、導入の経緯

チケットキャンプにおいては、同業他社サイトでチケットの取引量が多い出品者若しくは取引内容が優良である出品者がチケットキャンプの会員となった場合にVIP会員として取引手数料の割引措置などを行うVIP会員制度が存在した。VIP会員制度は、利用規約に明記されておらず、プレミアム会員制度と同様に、ウェブサイト等では公表されていなかった。VIP会員は、平成29年5月8日時点で97人存在した。

この点、フンザ社は、従前、同業他社サイトにおいて取引量の多い利用者及び取引内容の優良な利用者に対して、営業を行っていた。具体的には、フンザ社営業部門の従業員が当該利用者に対し、VIP会員として手数料の割引措置を与えることを提案し、チケットキャンプの会員になるよう働きかけていた。

VIP会員の名称が使用され始めた時期は不明であるものの、本件買収前から、同業他社サイトの出品者がチケットキャンプの会員となった場合には特別に取引手数料の割引措置などを行う制度が存在し、フンザ社は、当該制度を利用して当該出品者への営業を行っていたが、その認定基準及び措置の

---

<sup>7</sup> プレミアム会員制度導入当初は、フンザ社営業部門の従業員が該当者に対し電話を掛けてプレミアム会員制度について案内していたが、チケットキャンプの利用者拡大に伴い該当者も増加したことから、該当者に対するメールの一斉送信で対応する運用に変更されている。



内容がフンザ社営業部門の従業員の裁量に広く委ねられており、また、ウェブサイト等でも公表されていなかったため、本件買収時において、ミクシィ社は当該制度の存在を認識しておらず、本件買収後もしばらくの間、VIP 会員制度の存在を認識することができなかった。

その後、ミクシィ社は、フンザ社における対外的な対応及びリスク対策をサポートするため、平成 28 年 9 月に K 氏をフンザ社に出向させており、K 氏がフンザ社内での調査を進める過程で、VIP 会員制度の存在が明らかとなり、K 氏からの報告により、ミクシィ社において同年 10 月に当該制度を認識するに至った。

そこで、ミクシィ社は、A 氏の提言により、平成 29 年 2 月頃、フンザ社において VIP 会員を勧誘していた営業チームを廃止し、以降、VIP 会員を新規獲得しておらず、最終的に、平成 29 年 12 月 1 日、VIP 会員制度自体も廃止した。

#### (b) VIP 会員への認定

上記(a)のとおり、フンザ社の営業部門の従業員が、同業他社サイトでの取引量、当該サイトにおける評価等を総合的に考慮して、VIP 会員の認定を行い、メール、電話、面談等の方法で営業を行っていたが、具体的な認定基準は存在せず、その判断は当該営業部門の従業員の裁量に委ねられていた。

#### (c) VIP 会員に適用される優遇措置

VIP 会員に対しては、①売り手としての取引手数料の割引、②専任スタッフのサポート、③売り手の個人情報の非表示（当該会員が希望した場合）の措置が適用される。

売り手としての取引手数料の割引措置（上記①）としては、VIP 会員に対しては、0～5%の取引手数料としており、営業部門の従業員が VIP 会員と個別に交渉し、3%以上であればその判断で決定することができ、3%未満に減額する場合には L 氏に確認することになっていた。

### 3. チケットキャンプ事業の事業経過

フンザ社は、平成 25 年 4 月下旬にチケットキャンプのベータ版を公開した後、同年 6 月にスマートフォン版を公開し、平成 26 年 10 月に iPhone 向けアプリの提供を開始するなどスマートフォンへの対応を進めた。また、フンザ社は、同年 1 月にチケットキャンプについてエスクロー決済を導入した。

ミクシィ社は、平成 27 年 3 月 31 日付でフンザ社の全株式を取得し、完全子会社化した（本件買収）。

本件買収後、フンザ社は、同年 7 月から期間限定でテレビ CM によるチケットキャンプの宣伝を実施し、同年 11 月及び平成 28 年 4 月にも同様に期間限定でテレビ CM による宣伝を行った。

また、フンザ社は、チケットキャンプにつき、同年 11 月に Apple Pay への対応を開始し、平成 29 年 2 月に従前対応していたクレジット 2 種類に加え、新たにクレジットカード 3 種類（合計 5 種類）

の取り扱いを開始したほか、同年 8 月にビットコイン決済を導入するなど、利用者が選択可能な決済方法を拡充した。

さらに、フンザ社は、同年 2 月にプロ野球チーム己につき平成 29 年シーズンにおけるスポンサー契約を締結、バスケットボールチーム庚と平成 29 年度スポンサー契約を締結するなど、スポーツ業界等との提携を進めた。

他方で、フンザ社は、本件買収以前より、チケット販売関係者からチケットキャンプにおける一部のチケットの取扱い停止等を求められており、本件買収後の平成 28 年 3 月以降も、フンザ社及びミクシィ社は、チケット販売関係者からチケットキャンプの閉鎖あるいは一部のチケットの取り扱い停止等を求められる状況が続いていたため、チケット販売関係者に対し協議を申し入れていた。

そのような状況下で、音楽業界団体は、同年 8 月 23 日付にて「チケットの高額転売に反対します」との新聞意見広告を公表し、また、フンザ社及びミクシィ社に対し、平成 29 年 7 月 24 日付でチケットキャンプにおけるチケットの転売価格の制限、取扱期間の制限、出品枚数の制限、本人確認を求めたチケットの取扱い停止、出品時の席番号等の特定を求めた。

その後、フンザ社は、同年 12 月 1 日に、チケットキャンプにおいて、不正に取得されたチケットの取扱いを防止するために、① 公演あたりのチケット出品枚数を平成 30 年 1 月から 4 枚とすること、② 同年 3 月頃を目途に、初回出品時の本人情報（氏名・住所）の登録を必須とし、出金時に身分証明等の確認を必要とするなど本人認証を厳格化すること、③ カスタマーサポートを強化することを公表したが、平成 29 年 12 月 4 日、チケットキャンプに関する商標法違反及び不正競争防止法違反の被疑事実で兵庫県警による強制捜査を受けたことを契機として、同月 27 日にはチケットキャンプのサービス提供を平成 30 年 5 月 31 日で終了することを公表した。

#### 第 4 本件買収に関する経緯

##### 1. ミクシィ社が本件買収を検討するに至る経緯

##### a フンザ社の設立・チケットキャンプ事業の開始

フンザ社は、平成 25 年 3 月 1 日に設立され、同年 4 月下旬より、チケットキャンプ事業を開始した。チケットキャンプ事業は、L 氏が発案したものを基礎として、L 氏と M 氏が協働して実現したものである。

##### b 本件買収当時のチケット二次流通市場の状況

本件買収を実施した前年である平成 26 年の実績をもとに算出されたチケット二次流通市場の市場規模の推計値は、約 223 億円であった。チケット二次流通市場においては、チケットキャンプの他に、

チケットの二次流通仲介サイトであるα（平成16年7月サービス開始）及びβ（平成23年8月サービス開始）並びにネットオークションサイトとしてγ（平成11年9月サービス開始）及びδ（δの前身となる旧δは、平成10年7月サービス開始）が存在した。各サイトの取扱高は、チケットキャンプ（35億円）、α（153億円）、β（15億円）、γ（17億円）、δ（3億円）であった（なお、同業他社サイトの取扱高は本件買収時の推計値である。）。

#### c チケットキャンプ事業の状況

チケットキャンプ事業は、平成25年4月下旬より開始され、同業他社サイトに比べて後発であるにもかかわらず、平成26年度の実績でみると、取扱高のシェアは約16%であった。また、同年12月度のチケットキャンプにおける流通総額は約8億円、前年比603%となっており、わずか約1年の間に、取扱高が大きく伸びていた。

#### d ミクシィ社における多角化経営の方針

ミクシィ社は、従前、ソーシャル・ネットワーキングサービス「mixi」の提供を主力事業としていた。しかし、同サービスの売上が低迷したことを契機に、事業の多角化を進め、平成25年9月に家族向けフォトブック作成サービスを提供する株式会社ノハナを設立し、同年10月にはスマホ向けゲームアプリである「モンスターストライク」の提供を開始した。また、同年12月にはマッチングサービスを提供する株式会社Diverseの全株式を取得し、完全子会社化した。

さらに、本件買収と並行して、会員制ファッションセールサイト「Muse&Co.（ミューズコー）」を運営するミューズコー株式会社の買収を進め、平成27年2月にその全株式を取得し、完全子会社化している。

このように、ミクシィ社は、平成25年頃から、事業展開を拡大し、本格的に多角化経営へとシフトしていった。

#### e 協業及び買収に関する協議

平成26年5月頃、L氏から、A氏に対し、フンザ社とミクシィ社とでチケットキャンプ事業について協業をすることができないかとの打診があった。もともと、L氏とA氏は、あるプロジェクトの担当者として面識があった。なお、A氏とL氏は、プライベートでの付き合いはなかった。

A氏は、上記協業の打診を受け、L氏と協業の方法の検討を進めていったが、当該検討の中では、ミクシィ社がフンザ社を買収することも話題に挙がり、平成26年12月に、本件買収の話が具体化した。その際、L氏からA氏に提示された買収価格は、少なくとも最終実行価格115億2164万3805円より高額であった。

## 2. ミクシィ社における本件買収時の検討

### a A氏による、ミクシィ社取締役へのフンザ社買収検討の提案

A氏は、常勤の取締役に対しては、L氏とフンザ社の買収について協議をしていることについて、常勤の取締役が参加する朝会において、適宜報告しており、その上で、平成27年2月3日に、ミクシィ社において本件買収の検討に関しキックオフミーティングが開催されたとのことである。

### b 買収検討チームの組成

ミクシィ社では買収案件ごとに検討チームが組成されるとのことであり、本件買収についても同様に買収検討チームが組成された。買収検討チームとして、法務チーム、会計・税務チーム、システムチーム、CSチームの4部門を設け、別途事務局も設けていた。

### c 買収検討チームにおける役職員の構成とその役割

買収検討チーム内の上記4部門及び事務局を構成する役職員は9名であり、以下のとおりであった。法務チームは、H氏及びI氏が担当していた。主として、株式譲渡契約書の作成等実務に関する業務を行っていた。

CSチームは、K氏が担当しており、主として、フンザ社におけるカスタマーサポート対応及びリスク対策に関する調査を行っていた。

システムチームは、ITシステムについてS氏、セキュリティについてT氏、サービス・システムについてU氏が担当していた。主として、フンザ社におけるITシステム、セキュリティ及びサービス・システムに関しての調査を行っていた。

会計・税務チームは、G氏が担当していた。主として、フンザ社における財務・税務リスクの検証を行っていた。

事務局は、E氏及びF氏が担当しており、主として、外部専門家とのスケジュール調整等事務方を担当していた。

### d 法務アドバイザーによる調査とその結果

#### (a) 法務アドバイザーによる調査の概要

ミクシィ社は、本件買収にあたり、法務アドバイザーとして、甲法律事務所を起用し、法務調査を

実施した。

法務調査は、フンザ社に関する法的問題を網羅的に調査したものではなく、専ら本件買収の実行に特に重大な支障となる法的問題を把握する目的で実施された。

調査期間は、平成27年2月5日から同年2月25日までであった。

法務調査では、調査対象資料の確認のほか、同月10日及び16日に、ヒアリングが実施された。

## (b) 調査結果の概要

### i. パブリシティ権侵害の可能性

フンザ社が運営している芸能人のコンサート情報等をまとめたウェブサイトにおいて、芸能人等の肖像が写っている写真及び映像を当該芸能人等の承諾を得ることなく使用しているところ、かかる写真及び映像の使用が、第三者のパブリシティ権を侵害している可能性があるとの指摘がなされている。

### ii. 利用規約における責任限定条項・没収金条項の有効性

#### (i) フンザ社の責任を制限する条項の有効性

本件買収時の利用規約（平成27年1月13日改定、以下「買収時利用規約」という。）における、「本サービスに出品又は登録されたチケット等に関する一切の事項について、何らの事項を保証するものではなく、一切の責任を負うものではありません」（買収時利用規約第3条第2項）等のフンザ社の責任を制限する条項は、消費者契約法第8条又は第10条により、無効とされる可能性も否定できないとの指摘がなされている。

#### (ii) 没収金に関する条項の有効性

買収時利用規約における、一定期間が経過した場合に売り手が対価を受領する権利を放棄したものとすると規定について、消費者契約法第10条により無効とされる可能性も否定できないとの指摘がなされている。

### iii. プレミアム会員制度、VIP会員制度について

プレミアム会員制度については、当該制度の存在及び内容について、概ね上記第3の2.bに記載した内容の指摘がなされていた。他方で、VIP会員制度については、法務調査において特段の指摘

がなされていない。

iv. 迷惑防止条例に関する法的問題点（いわゆるダフ屋行為の規制について）

法務調査においては、ダフ屋行為の規制に関し、①日本経済新聞において、「インターネットオークションなどでチケットを得ること自体は問題ない」としつつも、「『転売目的で大量にチケット購入すれば都条例が禁じるダフ屋行為に当たる』（警視庁幹部）」とされており、「警視庁は取り締まりのためのネット上の監視に力を入れて」いるとのことであるから、今後、インターネット上のダフ屋行為の規制が強化される可能性も十分に考えられると報道されていたこと、②フンザ社は、チケットキャンプ事業の開始にあたり、ダフ屋規制を管轄する警察の担当部署との間で、サービス設計や利用規約・画面表示等について協議を行った上で、当該事業を開始していること、③チケットキャンプ事業の開始にあたり、フンザ社の法務アドバイザーは、当該時点の警視庁の解釈によれば、インターネットによる取引は、「公共の場所」に該当しないため、転売目的で得たチケットを販売すること及び転売目的でチケット等を購入することはいずれも東京都の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」（以下、各都道府県の同種条例を「迷惑防止条例」という。）に違反すると判断される可能性は低いと考えられる旨の回答をしたことなどが指摘されている。

また、法務アドバイザーからは、フンザ社は、チケットキャンプにおいて、チケットの売買の場を提供するものであり、仲介人としての位置づけであると考えられることから、チケットキャンプ自体が直接、ダフ屋行為の規制を受けるとは考えにくいとの指摘もなされている。

他方で、法務調査においては、ダフ屋行為を規制する迷惑防止条例の改正等により、今後の法改正や行政の方針の変化次第では、将来的にチケットキャンプにおける取引が制限されることにより売上が低下する可能性があることの指摘がなされている。

また、法務調査では、①同業他社サイトαにおいては、原則として、同一公演、同一日時のチケットについて具体的な上限規制を設けており、同業他社サイトα及びβのいずれにおいても連番チケットの掲載に関する一定の制限を設けているのに対して、チケットキャンプでは利用規約において「当社は、出品数の上限を定めることができますものとします。チケットキャンプ会員は、当社が定める出品数の上限を超えて出品することはできないものとします。」と定めるだけで具体的な基準を設けていないこと、②α及びβでは、都道府県の条例違反に該当する可能性があるときにチケット掲載削除の対象としているのに対して、チケットキャンプには利用規約上、都道府県の条例違反への該当性をチケット掲載削除対象として明記していないことを指摘し、同業他社の利用規約は、チケットキャンプの利用規約よりも基準の具体性やダフ屋の捕捉可能性を高めているといえ、ダフ屋に対するモニタリングを行おうとした場合におけるそのモニタリングの実効性を高めていると指摘されている。

v. 転売禁止チケットの売買に係る法的問題点（転売禁止チケットの譲渡の有効性について）

法務調査の調査結果においては、チケットに転売を禁止する旨が記載されている場合には、チケットの譲渡を禁止する意思表示がなされているといえるため、当該チケットの譲渡は許されず、仮に譲渡がなされても、買い手が善意又は無重過失でない限り、当該譲渡は無効であるとし、当該転売禁止チケットについて、買い手が転売の禁止に関して、善意又は無重過失ではないと判断される可能性は否定できず、チケットキャンプにおいて取引が行われたチケットの売買が無効となる可能性があること、かかる場合、フンザ社に手数料の返還義務が生じることなどが指摘されている。

なお、法務調査の結果においては、買収時利用規約に「売り手は、転売する目的で得たチケット等を出品してはならない」、「買い手は、転売する目的でチケット等を購入してはならない」という転売禁止条項（買収時利用規約第6条第8項、同第7条第3項）を設けている一方で、出品者に金券ショップ等が含まれている点で利用規約の内容と実際の運用に齟齬がある点は、特段指摘されていなかった。

vi. 芸能事務所からのクレーム

芸能事務所からのクレームとして、チケットキャンプでの掲載を削除するよう要求する内容証明が数件存在し、そのうち1件は、転売された転売禁止チケットは無効であり、それを知って売った販売者は買受人との関係で詐欺になる可能性があり、チケットキャンプも詐欺の共犯となる可能性がある、という指摘もなされているものもあったが、同一の芸能事務所から複数回クレームが来たことはなかったことが指摘されている。

なお、フンザ社のサイトについて商標法や不正競争防止法に違反している旨の芸能事務所からのクレームや、チケット販売業者（一次流通業者）から転売目的でチケットを購入する行為が詐欺に該当する旨の芸能事務所からのクレーム等があったとは指摘されていない。

vii. その他

上記のほか、法務調査において指摘された法令遵守に関する事項としては、時間外労働に対する割増賃金未払いのおそれ、就業規則未作成・36協定未締結、出資法に関する法的問題点（預り金禁止について）、銀行法に関する法的問題点（為替取引禁止について）、及び資金決済に関する法律に関する法的問題点（資金移動業について）等に関する事項が指摘されている。

e. フィナンシャルアドバイザーによる調査とその結果

(a) フィナンシャルアドバイザーによる調査の概要

ミクシィ社は、本件買収にあたり、フィナンシャルアドバイザーとして、乙社を起用し、財務・税務調査を実施した。

財務・税務調査は、平成27年2月6日から約3週間にわたり実施され、同月18日に、L氏及びフンザ社の顧問税理士に対するインタビューが実施された。

(b) 調査結果の概要

財務・税務調査の結果、財務及び税務に関する事項について、本件買収の成否に影響を及ぼすような重大な問題は検出されていなかったと報告された。

なお、財務に関しては、エスクロー見合いの現金預金の価値評価上の取り扱いに留意が必要との指摘がなされ、税務に関しては、本件買収の成否に影響を及ぼすような重大な問題は検出されていないが、役員給与の遡及増額改定及び前期損益修正損の損金参入時期について、留意を要するとの指摘がなされた。

f ビジネス評価アドバイザー（乙社）による調査とその結果

(a) ビジネス評価アドバイザー（乙社）による調査の概要

ミクシィ社は、本件買収にあたり、ビジネス評価アドバイザーとして、乙社を起用し、ビジネスデューデリジェンスを実施した。

ビジネスデューデリジェンスは、平成27年2月6日から同月24日まで実施され、同月12日及び18日には、マネジメントインタビューが実施された。

(b) 調査結果の概要

ビジネスデューデリジェンスの結果においては、市場のポテンシャルとして、チケット二次流通事業は、音楽ライブの増加に伴う一次流通の拡大と、ユーザーの認知拡大による二次流通浸透率の上昇によって今後も高い成長が期待される市場であると評価される一方、急成長しているライブの一巡や公演施設の不足によって一次流通の成長が鈍化する可能性や、米国のように興行主や一次流通企業を巻き込んで二次流通を浸透させることができない可能性には留意する必要があるとの指摘がなされている。

その上で、フンザ社事業計画の検証を経て、次の2つのシナリオが作成された。すなわち、現実シナリオ（フンザ社事業計画と同様、二次流通市場の成長とNo.1のシェア獲得を想定）では、最終年度



(平成31年)の売上は69億円、営業利益は33億円、保守シナリオ(下回る可能性の低い下限値として、現実シナリオより保守的な市場成長を見込み、かつ、No.1ではなく業界2~3番手となった場合を想定)では、最終年度(平成31年)の売上は19億円、営業利益は6億円であるとの報告がなされた。

#### g ビジネス評価アドバイザー(丙社)による調査とその結果

##### (a) ビジネス評価アドバイザー(丙社)による調査の概要

ミクシィ社は、本件買収にあたり、フンザ社の株式価値評価を分析するため、丙社を起用し、調査を実施した。その調査においては、ミクシィ社が達成可能と考えるフンザ社事業計画を基に、ミクシィ社にとっての戦略的価値を含むフンザ社の株式価値を算定することを目的とし、平成27年3月19日を基準日として実施された。

##### (b) 調査結果の概要

丙社による株式価値分析の結果、ミクシィ社が達成可能と考えるフンザ社事業計画を基に、ミクシィ社にとっての戦略的価値を含むフンザ社の株式価値は、141.8億円(最小値128.7億円、最大値157.9億円)であるとの報告がなされている。

#### h 買収検討チームによるCS及びIT等に関する調査とその結果

##### (a) 買収検討チームによる調査の概要

ミクシィ社は、買収検討チームの担当役職員により、フンザ社におけるカスタマーサポート対応及びリスク対策、ITシステム、セキュリティ並びにサービス・システムを調査の対象として実施した。

##### (b) 調査結果の概要

カスタマーサポート対応及びリスク対策、ITシステム、セキュリティ、サービス・システムいずれの調査においても、幾つかの指摘事項はあったものの、本件買収に重大な支障を生じさせる事項がある旨の指摘はなされていない。

#### 3. ミクシィ社における本件買収の意思決定プロセス

a ミクシィ社における他社買収時に関する内部規則

ミクシィ社においては、「重要な業務提携、合併、事業の譲渡または譲受け等に関する事項」は取締役会付議事項とされ（取締役会規程別表「取締役会付議事項」）、取締役会が決裁権者であるから、本件買収を実行し、フンザ社を子会社化するためには、取締役会による承認が必要となる。

b 意思決定プロセスの概要

- ① A氏による常勤取締役に対する本件買収の概要説明
- ② 平成27年2月6日の決算取締役会での報告
- ③ 外部専門家による各調査の結果についての検討
- ④ 平成27年3月中旬の朝会及び社外取締役及び社外監査役との会食
- ⑤ 取締役会での協議及び承認決議

c A氏による常勤取締役に対する本件買収の概要説明

上記2aのとおり、A氏は、平成26年12月に、L氏と本件買収について協議して以降、常勤取締役が参加している「朝会」において、常勤取締役に対し、当該打診を受けたことやフンザ社及びチケットキャンプ事業に関する概要等について、情報共有をするとともに、今後の方針等について協議を行っていたとのことである。

なお、「朝会」とは、常勤取締役が集まり、各自、担当する業務等における課題や報告事項などを共有する場であり、週3回程度、開催されている。

d 平成27年2月6日の決算取締役会での報告

A氏は、上記の「朝会」での協議状況も踏まえ、上記2bのとおり、平成27年2月3日に、本件買収のキックオフミーティング開催したとのことであり、また、本件買収に関する買収検討チームを組成し、買収検討チームのメンバー間で、今後の調査事項等に関する協議がなされた。

その後、同月6日に開催された決算取締役会において、本件買収に関する買収検討チームを正式に組成し、調査事項の検討がなされたこと、外部専門家を起用して、各調査を進めていく予定であること等について報告がなされたとのことである。

e 外部専門家による各調査の結果についての検討

(a) 最終報告

ミクシィ社は、平成27年2月24日、乙社からビジネス評価の最終報告、同月25日、甲法律事務所から法務調査の最終報告及び乙社から会計税務の最終報告、同月26日、丙社からフンザ社株式価値の最終報告を受けた。

A氏や他の常勤取締役は、最終報告会への参加、買収検討チームからの報告、朝会における情報共有などを通じて、各調査結果の概要を認識していたとのことである。

(b) 経営推進本部における最終調査報告の検討

経営推進本部は、外部専門家による各調査の結果及び買収検討チーム内における調査の結果を検討し、取締役会で用いる説明資料を作成した。当該資料においては、各調査の結果について、以下のとおり、報告されている。

i. 法務アドバイザーの調査結果について

経営推進本部は、①パブリシティ権侵害の可能性、②平成26年2月期計算書類が定時株主総会の承認を得ていないこと、及び③契約書が存在しない取引があることについて、法務アドバイザーから指摘を受けたことを報告し、①につき、芸能人の肖像が映っている写真の削除又は代替案について検討している、②につき、本件株式譲渡日までに株主総会決議で承認を得るべきである、③につき、契約書を締結していく予定であるとの報告がなされた。また、人事・労務については、経営推進本部は、治癒すべき事項として、未払残業代があること、就業規則が作成されていないこと、36協定が締結されていないことの三点を報告した。

ii. フィナンシャルアドバイザーの報告について

経営推進本部においては、本件買収の実行に影響を及ぼすような重大な財務上の問題はないと理解し、指摘事項に適宜対応していくことが確認され、取締役会資料では、案件を中止するほどの重大な瑕疵は発見されていないものの、バリュエーションに反映させるべき事項として、エスクロー見合いの現金預金の価値評価上の取り扱いについて報告がされている。

iii. ビジネス評価アドバイザーの報告について

ビジネス評価アドバイザーの報告に基づき、下記4bのとおり、経営推進本部は、本件買収価格に関して検討し、報告したとのことである。

f 平成 27 年 3 月中旬の朝会並びに社外取締役及び社外監査役との会食

本件買収の概要及び各調査結果の概要について、本件買収についての取締役会が開催される平成 27 年 3 月 19 日より前の同月中旬に、朝会において、A 氏を中心として、最終報告会へ参加した取締役などから常勤取締役に報告、情報共有がなされたとのことである。

また、同月中旬に、A 氏、B 氏、C 氏及び D 氏で会食した際に、本件買収の概要について、C 氏及び D 氏に対しても、同様に、案件概要や調査結果の概要について説明・報告がなされたが、法務アドバイザーによる法務調査の報告書は交付していないとのことである。

g 取締役会での協議及び決議

(a) 開催日・出席者

平成 27 年 3 月 19 日、ミクシィ社本店会議室において、取締役会が開催され、決議事項の 1 つとしてフンザ社の全株式取得承認の件が上程されていた。当該取締役会に出席していたのは、代表取締役 A 氏、取締役 B 氏、同 N 氏、同 O 氏、社外取締役 J 氏、同 C 氏、監査役 P 氏、同 Q 氏、同 D 氏である。

(b) 取締役会の資料の内容

フンザ社の全株式取得承認の件に関して、以下の資料が出席者に配布された。なお、ミクシィ社は、平成 27 年 3 月 16 日に、取締役会招集通知を送付し、翌 17 日に、株式譲渡契約締結に関する説明資料及び丙社作成の株式価値の報告書を、事前に役員にメールで開示した。

- ・ 株式譲渡契約書 (L 氏、M 氏、V 氏)
- ・ IR 資料 (子会社の異動を伴う株式取得 (子会社化) 及び資金の借入れに関するお知らせ)
- ・ 株式譲渡契約締結に関するご説明資料

(c) 取締役会での検討状況とその結果

上記の株式譲渡契約締結に関する説明資料に基づき、フンザ社の概要及び本件買収の経緯が説明されたのち、上記各調査にて指摘を受けた事項について、出席者の間で議論がなされた。

上記協議を経て、ミクシィ社がフンザ社の発行済株式の全てを金 11,521,643,805 円で譲り受けることについて、出席者の全会一致で承認された。

なお、A氏をはじめ最終報告会に参加した取締役から、他の役員に対して、転売禁止のチケット等を取り扱うことについては、将来的に規制される可能性がある旨のリスクの説明があったとのことである。また、本件買収の検討過程において、音楽業界とつながりの深いJ氏からは、チケットキャンプを運営するにあたってはチケット販売関係者と誠実に協議しながら慎重に進めることが重要であり、できる限り力になりたいとの発言があったとのことである。

#### 4. フンザ社株主との交渉（価格、契約条件）

##### a フンザ社からの提案額

上記1.eのとおり、A氏及びL氏間において、本件買収の話が具体的に検討されるに至った際に、L氏からA氏に提示された買収価格は、少なくとも最終実行価格115億2164万3805円より高額であった。

##### b ミクシィにおける本件買収価格の妥当性についての検討

本件買収直前である平成26年12月、 $\zeta$ 社が、当時不動産事業と同業他社サイト $\alpha$ に関する事業を営んでいた $\eta$ 社の株式を128億円でTOBにより取得する取引がなされた。かかる類似事例に関し、ミクシィ社内では、 $\eta$ 社の株式価値評価の内訳は、不動産事業28億円、 $\alpha$ に関する事業100億円であると考えていたとのことである。ミクシィ社は、チケットキャンプのスマートフォン対応の充実等から $\alpha$ より成長が見込めると判断しており、同社の買収価格との比較からも、チケットキャンプ事業には、L氏提案の価値がある可能性も十分にあると認識するに至った。

また、客観的にフンザ社の価値を算定するため、上記2.f及び2.gのとおり、ミクシィ社は、ビジネス評価デューデリジェンスを依頼している。その結果は、ミクシィ社にとっての戦略的価値を含むフンザ社の株式価値は、141.8億円（最小値128.7億円、最大値157.9億円）ということであり、フンザ社側の提案と矛盾しないものであった。なお、ビジネス評価デューデリジェンスを2社に依頼したのは、チケットキャンプの事業が新規性を有するものであったため、より慎重に判断するべきと考えたためとのことである。

そのため、ミクシィ社は、フンザ社をL氏の提案どおりの金額で買収することにも一定の合理性があると認識するに至った。

その上で、ミクシィ社は、L氏との間で減額交渉を行い、当該交渉の結果、フンザ社株主は、120億円との評価額を受け入れ、また、L氏から、フンザ社の従業員に、賞与の給付又はストックオプションの買い取りを行いたいとの申し入れがなされたため、5億円を当該費用に充てることとし、最終的に、115億円とすることで合意した。

c 交渉妥結

ミクシィ社は、フンザ社株主との間で、上記減額交渉を経て、最終的に、フンザ社株式を金 115 億 2164 万 3805 円で買い受けることを合意した。

## 第5 本件買収の実行

### 1. 契約締結・クロージング

ミクシィ社は、上記取締役会開催日と同日の平成 27 年 3 月 19 日に、フンザ社株主（L 氏、M 氏、V 氏）と、株式譲渡契約を締結し、同月 31 日にフンザ社全株式を取得した。

### 2. 役員派遣

ミクシィ社は、本件買収のクロージング後、フンザ社に対して、フンザ社取締役として A 氏を、フンザ社監査役として G 氏を派遣した。

## 第6 本件買収後の各種団体からの申入れへの対応

### 1. チケット販売関係者からの申入れの内容と対応

#### a チケット販売関係者からの申入れ

フンザ社及びミクシィ社は、平成 28 年 3 月頃から、チケットキャンプで取り扱っているチケットに関して、チケット販売関係者から、チケットキャンプのサービスに関する意見及び要望を受けていた。フンザ社及びミクシィ社に対して申入れをしたチケット販売関係者は、大別して、音楽アーティストの所属企業等、コンサートチケット・演劇チケット販売会社、音楽アーティスト等が加盟する音楽団体、スポーツ観戦チケット販売団体であった。

チケット販売関係者からの申入れの概要は、①チケットキャンプのサービス終了、②チケット販売関係者が販売するチケットのチケットキャンプでの取扱終了、③チケットキャンプ及びその関連サイトにおけるアーティストの肖像権等の侵害の是正であった。

#### b チケット販売関係者からの申入れに対する回答及び対応

(a) チケットキャンプのサービス終了

平成28年3月以降、チケット販売関係者から、フンザ社に対して、チケットキャンプのサービス終了を求める申入れがなされていた。もっとも、フンザ社は、この申入れに対して、当該申入れ当時、サービス利用者が多数存在し、チケットキャンプが必要とされていると判断したこと、チケットキャンプ事業がフンザ社のほぼ唯一の事業であり、チケットキャンプのサービス終了はフンザ社の廃業を意味していたことなどから、チケットキャンプのサービスを終了させなかった。

ただし、下記cのとおり、フンザ社及びミクシィ社は、上記申入れをしたチケット販売関係者に対し、チケットの不正転売に関する根本的な解決を図るべく、チケット一次流通業者と二次流通業者とが共同して対応策を協議することを提案し、現に協議を行っていた。

また、既にチケットが無効となっている場合には、直ちに出品の削除をするため、連絡を頂きたい旨の申し入れも行っていた。実際、フンザ社は、チケットが無効となっている旨の連絡を受けた場合には、直ちに当該チケットの出品を削除していたとのことである。

(b) チケット販売関係者が販売するチケットのチケットキャンプでの取扱終了

平成28年3月以降、チケット販売関係者から、フンザ社又はフンザ社及びミクシィ社両社に対して、当該チケット販売関係者が転売を禁止した上で販売等しているチケットについて、転売目的で取得されたチケットはすべて無効になる（コンサート等に入場できなくなる）等として、チケットキャンプでの取扱いを終了することを求める申入れもなされていた。この申入れに対して、フンザ社は、チケットの個々の出品について、転売目的でチケット販売関係者から購入したチケットか否かを明確に識別する方法はないとして、当該チケット販売関係者が販売等するチケットのチケットキャンプにおける取扱いを終了させなかった。

ただし、フンザ社は、チケット販売関係者が具体的に特定し、問題点を指摘したチケットの出品のうち、利用者が転売目的でチケット販売関係者から購入したと明確に判断できる出品や、存在しない特別席の虚偽出品又は発売前の出品等の虚偽出品については、すみやかに出品取消し等の対応をしていたとのことである。また、フンザ社は、チケット引取期間前の予約番号のみの出品についても、チケット販売関係者からの申し入れを受けて、平成29年7月をもって予約番号のみの出品を終了させた。

また、上記(a)と同様に、チケットの不正転売に関する根本的な解決のための協議の実施提案や無効となったチケットについては、直ちに削除する旨の連絡等も行っていた。

(c) チケットキャンプ及びその関連サイトにおけるアーティストの肖像権等の侵害の是正

チケット販売関係者から、フンザ社やチケットキャンプの利用者がアーティストの商標類似的な表示や写真等を無断で掲載し、アーティスト等の肖像権等を侵害しているとの申し入れに対しては、フンザ

社は、直ちに該当する表示又は掲載を削除する等の対応を行っていた。

上記(a)や(b)の申入れがなされた際には、利用規約において、転売禁止条項を設けておきながら、チケットキャンプにおいて、金券ショップ等の転売業者が出品をしているとして、利用規約の内容と実際の運用に齟齬がある旨の指摘もなされていた。

この点、チケットキャンプの利用規約では、平成27年1月13日に改定するまで、「価格を不当に引き上げるための転売目的の出品」についてはフンザ社において出品を無効とすることができる旨の規定は存在したが、転売する目的で得たチケット等の出品や購入を禁止する旨の規定は存在しなかった。そこで、フンザ社は、本件買収直前に、法務アドバイザーに対し東京都迷惑防止条例のいわゆるダフ屋規制についてプラットフォームとして留意すべき点を相談したところ、当該法務アドバイザーから「現状の警視庁の解釈によればインターネットによる取引は「公共の場所」に該当しない」ため、チケットキャンプにおいて転売する目的で得たチケット等を販売すること及び転売目的でチケット等を購入することは、いずれも東京都の迷惑防止条例に違反すると判断される可能性は低いとの回答を受け一方で、「今後の解釈の変更の可能性等を考慮した場合には、プラットフォームとして、転売目的で得たチケット等の販売や転売目的でのチケット等の購入の禁止を明記しておいた方が望ましい」との指摘を受けた。

これを受けて、フンザ社は、同業他社サイトの利用規約に倣って、念のため、利用規約に転売禁止条項（買収時利用規約第6条第8項、同第7条3項）を平成27年1月13日の改定において追加したに過ぎず、その位置づけとしては、フンザ社が、出品者との関係で、無効となったチケットの出品を無効として取り扱うことができる程度の認識しか有していなかったが、チケット販売関係者からの申入れをもって、一般的な条項の解釈とフンザ社における条項の解釈に齟齬が生じていることを認識したとのことである。

もっとも、フンザ社としては、音楽団体等とチケットの不正転売に関する根本的な解決のための協議を進めていきたいと考えていたところ、上記の齟齬を解消するために利用規約を変更した場合に、その変更の趣旨を音楽団体等に誤解させるおそれがあったことから、実際、既に協議を申し入れていたこともあり、協議を実施することを優先して、利用規約の変更は行わなかった。

#### c 音楽団体との協議状況・チケットキャンプの健全化

フンザ社及びミクシィ社は、上記 b(a)のとおり、チケットの不正購入及びチケットの不正転売に関する根本的な解決を図るべく、平成28年中から、チケットの一次流通事業者との間で、協議を申し入れていた。フンザ社及びミクシィ社としては、チケットキャンプにおけるチケット転売や特定のチケットの出品を禁止しても、競合他社の運営するチケット転売サイトや、SNS等において、同様にチケット転売が行われることになるだけであり、当該不正についての根本的な解決とはならないとの意見を有していたので、当該問題の抜本的な解決のためには、チケット一次流通事業者と二次流通事業者



が協力し、一次流通の時点で転売目的でのチケットの大量購入を防ぐ仕組みを構築することが必須であり、双方が情報を共有し、対応策を詰めていくことが最も効果的であると考えていたことから、協力の申入れを行っていたとのことである。

実際、A氏は、平成28年2月から同年4月にかけて、チケット販売関係者であるX社のY氏と連絡を取り、一次流通及び二次流通を通じたチケット取引全体の健全化を図るべく、双方の利用者等の情報の共有の方法等について協議を進めていた。

また、フンザ社は、同年6月以降も、他の音楽関係者との間では、チケット一次流通において、チケットを不正に大量購入しているファンクラブ会員等について、情報の共有を依頼し、当該会員がチケットキャンプを利用した場合に出品を無効にすることを提案する等の具体的な提案を行い、協議を進めていたとのことである。情報共有に関しては、個人情報保護法等の問題もあり、検討に時間を要していたが、フンザ社としては、このまま協議を継続し、チケット販売関係者と協力しながら解決策を模索していく意向を有していたとのことである。

しかし、同年8月23日に音楽業界団体によるチケット高額転売ビジネス反対に関する意見広告が発表されて以降、ミクシィ社及びフンザ社ともに、チケット販売関係者と協議することが困難な状況となった。フンザ社は、その後も引き続き、チケット販売関係者に対して、一次流通事業者及び二次流通事業者が協力して、チケット取引全体の健全化を図るための体制構築について協議を求めていたが、チケット販売関係者と協議することはできなかったとのことである。

チケット販売関係者との協議ができない状況が継続したこと等も踏まえ、フンザ社は、下記第7の4のとおり、その後の規制の動向も考慮して、チケットキャンプのみで可能な対策として、1公演あたりのチケット出品枚数の制限、本人確認の厳格化等の対策を行うことを決定し、平成29年11月29日にチケット販売関係者に対して上記対策を行う旨を通知するとともに、同年12月1日、上記対策を公表した。

## 2. 適格消費者団体からの申入れの内容と対応

チケット販売関係者からの申入れのほか、フンザ社は、平成28年9月以降、適格消費者団体から利用規約が消費者契約法に違反し、利用規約を見直すべきではないかとの指摘を受けていた。

上記適格消費者団体が指摘した問題点は、取消料や費用請求等に関する利用規約の条項に関するものであったが、フンザ社は、当該適格消費者団体と継続的に書面で意見交換を行い、その議論を踏まえて、利用規約の改定を行った。この利用規約の改定を受けて、当該適格消費者団体は、フンザ社に対し、平成29年11月29日付で利用規約見直しの申入れが終了した旨の通知を送付した。

## 3. 申入れに関するフンザ社からミクシィ社に対する報告状況

フンザ社が外部から上記申入れを受領した際には、下記第9の2a(f)のとおり、F氏がフンザ社の管

理部門全般を管掌していたため、F氏がミクシィ社経営推進本部法務部に対して報告を行っていた。

また、F氏が平成29年6月30日付にて辞任した後も、フンザ社従業員からミクシィ社経営推進本部法務部に対して、その旨の報告がなされていた。

フンザ社が、チケット販売事業者に対して回答をするにあたっては、ミクシィ社経営推進本部法務部等と共同で回答書を作成のうえ、書面を提出していたとのことである。

なお、ミクシィ社は、フンザ社から上記申入れに関する報告を受けた際、あるいは、これに対し回答書を作成・送付する際に、これを関係部署及び管掌取締役のみで共有し、取締役会及び監査役会に報告することはなかった。

## 第7 チケットキャンプに関して検討されていた対策等

### 1. ミクシィ社従業員によるチケットキャンプ事業の調査

#### a 調査結果

フンザ社がチケットキャンプのサービスに関して上記第6の1.aのチケット販売関係者からの申入れを受けていたこと等を踏まえ、ミクシィ社は、平成28年9月に同社従業員であるK氏をフンザ社に出向させ、チケットキャンプ事業の適切性について調査させた。

K氏による調査の結果、同年10月頃までに、同業他社サイトの利用者に対するチケットキャンプへの勧誘活動が行われていたことや、勧誘材料として上記第3の2.cのVIP会員制度が設けられていることがミクシィ社に判明した。その後、K氏が同年12月頃に退社したため、当該調査は、ミクシィ社管理部門のI氏、E氏及びB氏とが連携して行うことになった。なお、平成29年1月以降、K氏は、フンザ社及びミクシィ社法務部から依頼を受けて、ミクシィ社管理部門の調査に協力している。

#### b 調査結果を踏まえた対応

K氏による調査結果を受けて、同業他社サイトの利用者に対する勧誘活動については、フンザ社の従業員が個別の利用者と接触を行うことはプラットフォームとしての中立性との関係で控えるべきであり、また、新規利用者の手数料に差を設けることは公平性の観点から望ましいものではないとの判断から、A氏の提言により、フンザ社は、平成29年2月に当該勧誘活動を行っていた営業部門を廃止し、新規勧誘活動自体を終了した。

これに伴い、フンザ社においては、VIP会員制度に関しても廃止を検討することとなったが、既存のVIP会員は割引された手数料を前提に取引を行っており、手数料割引を一時的に廃止した場合にはVIP会員との間で債務不履行責任が発生する可能性もあることなどから、直ちにVIP会員制度を廃止することができず、廃止の方向で検討を続けていたとのことである。

上記の経過も踏まえ、ミクシィ社は、VIP 会員制度も含め、改めてチケットキャンプ事業の法的な問題点を調査することにした。

## 2. 法務アドバイザーによる調査

上記1.の調査の一環として、ミクシィ社は、平成29年3月及び同年5月に、同社の法務アドバイザーである2つの法律事務所に、それぞれVIP 会員制度を含むチケットキャンプ事業の法的リスクを洗い出す調査を依頼した。

法務アドバイザーによる調査結果は、VIP 会員制度の存在を前提に、チケットの二次流通の場を提供する行為が迷惑防止条例違反又は詐欺罪に該当するかという論点が含まれていた。

いずれの法律事務所の調査結果も、結論としては、転売禁止と明記されたチケットを利用者がチケットキャンプにおいて販売する行為が詐欺罪として立件される可能性は必ずしも高くなく、また、現状での迷惑防止条例についてその違反として罰せられる可能性は高くはないというものであった。

また、いずれの法律事務所の調査結果においても、転売者が転売目的を秘匿してチケットを入手する行為が一次流通事業者との関係で詐欺に該当する可能性があるとの指摘はなかった。

ただし、チケット高額転売の是非に関する議論の高まりや、上記第6の1aのチケット販売関係者からの申入れ等を踏まえ、将来的には立法等により規制がされる可能性があることが指摘されていた。

## 3. 詐欺罪による逮捕報道に伴う対応の検討

平成29年6月に、チケット転売業者が、営利目的での転売意思を有しているのに、これがないかのように装って販売会社にチケットの購入を申し込んだとして、兵庫県警により詐欺罪の容疑で逮捕されたとの報道がなされた。当該事件は、チケット転売業者のチケット購入行為が一次流通事業者との関係で詐欺罪に該当するとされた初めての事件であった。

ミクシィ社及びフンザ社は、音楽業界団体による新聞意見広告の掲載などの社会的情勢も踏まえ、平成28年秋頃から、チケットキャンプに出品するチケット価格の上限設定、出品枚数制限等についても検討し、これによるチケットキャンプ事業への影響等のシミュレーションも行っていたが、上記のとおり、捜査当局の対応が強化されていることも踏まえ、チケットキャンプ事業での利用ルールの見直しについて検討を始めた。また、平成29年7月には音楽業界団体からの申入れがあり、上記逮捕事例も指摘されていた。

フンザ社は、当該申入れ等を踏まえて、チケットキャンプ単独で可能な対策として、①予約番号のみの出品の終了、②出品するチケット価格の上限設定、③出品枚数制限、④同一利用者による複数アカウントの削除対応、⑤VIP 会員制度の廃止等を検討した。ミクシィ社及びフンザ社においては、外部専門家等の意見も踏まえた上で、協議を行い、同年夏頃にはVIP 会員制度の廃止を決定した。ただし、フンザ社は、捜査当局から一部のVIP 会員に対する捜査照会を受けたため、直ちにVIP 会員制度の

廃止をVIP会員に通知した場合の捜査への支障が懸念されたため、捜査当局の了解があるまでVIP会員制度の廃止を速やかに行うことが困難な状況になり、その結果、最終的にVIP制度が廃止されるのが同年12月1日となったとのことである。

#### 4. 神戸地裁判決に伴う対応の検討

上記のとおり、ミクシィ社及びフンザ社は、平成28年秋頃から、VIP会員制度廃止以外の利用ルールの見直しについても、引き続き検討していたものの、上記逮捕事案の裁判所での判断を見極めて判断することが適切であると考え、判断を留保していた。

かかる状況下で、下記第4章第1の1のとおり、平成29年9月22日に、転売目的での一次流通に係るチケット購入行為を一次流通事業者との関係で詐欺罪とする神戸地裁判決が出たことを受け、ミクシィ社及びフンザ社は、当該判決の影響も踏まえて対策を改めて検討し直し、同年11月、出品数の制限等の利用ルールの変更を行うことを決定した。

上記決定を受け、フンザ社は、上記第6の1.cのとおり、同月29日付で、チケット販売関係者に対し、1公演あたりのチケット出品枚数の制限、本人確認の厳格化等の対策を通知するとともに、同年12月1日に、その旨を公表した。また、同年11月30日、VIP会員に関する捜査を行っていた捜査機関から、VIP会員制度の終了に伴う文書の送付について許可を得ることができ、フンザ社は、同年12月1日、VIP会員に対してVIP会員制度を廃止する通知を送付したとのことである。

#### 5. 社内調査委員会の設置

ミクシィ社は、平成29年12月4日、兵庫県警がフンザ社を被疑者とする商標法違反・不正競争防止法違反での強制捜査を実施したことを受けて、同月8日、緊急で取締役会を開催した。

当該取締役会では、フンザ社のチケットキャンプ事業を終了させるべきか否かについて取締役間で議論され、外部の専門家を中心とする社内調査委員会にて事実関係を調査した上で判断すべきであるとの結論に至った。

これを受けて、ミクシィ社は、同月12日、社内調査委員会を設置した。

調査内容は、①商標法違反及び不正競争法違反の容疑に関する事実及び経緯の確認、②上記被疑事実の原因の究明、③昨今の情勢を踏まえたチケットの二次流通仲介事業のプラットフォームに内在するリスク・問題点の検討であった。

その調査結果のうち③については、インターネット上での高額転売に対する社会的批判、転売目的の購入行為についての刑事罰が科されるに至った現在の状況を踏まえ、チケットキャンプ事業の今後の存続は慎重に検討すべきとの内容であった。

## 6. チケットキャンプ事業の終了の決定

ミクシィ社は、京都府警が平成 29 年 12 月下旬にフンザ社に対し強制捜査を実施したことを受け、同年 27 日、緊急で取締役会を招集し、上記 5.の社内調査委員会による調査結果も踏まえ、レピュテーションリスク等を回避すべく、出席取締役の全会一致でフンザ社によるチケットキャンプ事業の終了を決定した。

## 第 8 ミクシィ社による反社会的勢力排除の取組み

### 1. 本件買収時の丁社による調査

ミクシィ社は、本件買収にあたり、丁社に依頼し、フンザ社の経営陣及び株主を含む主要関係先に対する反社会的勢力該当性の調査を含む全般的な調査を実施した。当該調査の結果、フンザ社の主要関係先には反社会的勢力等のコンプライアンス上の問題点は確認できなかった。

また、ミクシィ社は、本件買収時にフンザ社から売上上位者のリスト（法人 10 社及び特定の個人 16 名）の提供を受けて、丁社に依頼し、当該売上上位者について反社会的勢力該当性の調査として、同姓同名情報の記事検索の調査を実施した。当該調査の結果、当該売上上位者の一部につき同姓同名の者が反社会的勢力であると同われる記事が発見されたものの、別人に関する記事であるとの結論に至った。

### 2. 平成 27 年 12 月の丁社による調査

ミクシィ社は、フンザ社営業部門の従業員においてチケットキャンプの利用者内部の争いを解決する過程で、当該利用者から反社会的勢力を利用したなどと口頭で告げられたため、平成 27 年 12 月、チケットキャンプの売上上位者 10 名（個人及び法人を含む。）について、コンプライアンスの観点から重大な問題点の有無をチェックし、重大なリスクを回避することを目的として、丁社にコンプライアンスチェックを依頼した。

かかるコンプライアンスチェックは、個人利用者、法人利用者及び当該法人の代表者について、新聞記事検索による反社会的勢力該当性調査も含まれていた。調査の結果、いずれの利用者及び法人代表者についても、反社会的勢力に該当することを窺わせる懸念すべき情報は確認されなかった。

### 3. 平成 28 年 10 月の丁社による調査

ミクシィ社によれば、コンプライアンスの観点から、フンザ社に対しても、1 年に 1 回程度、反社会的勢力に関する調査を行うべきであると考えていたとのことであり、平成 28 年 10 月、チケットキ

キャンプの売上上位者 30 名（個人及び法人を含む。）について、懸念事項の有無を確認し、取引におけるコンプライアンスリスクを低減させることを目的として、丁社にリスク・コンプライアンス調査を依頼した。

かかるリスク・コンプライアンス調査は、個人利用者、法人利用者及び当該法人の代表者について、新聞記事検索を行い、反社会的勢力該当性を調査することも調査項目に含まれていた。調査の結果、いずれの利用者及び法人代表者についても、反社会的勢力に該当することを窺わせる懸念すべき情報は確認されなかった。

#### 4. 平成 28 年 11 月の丁社による調査

ミクシィ社は、平成 28 年 11 月、チケットキャンプの特定の個人利用者 1 名について、同人に関する警察からの照会回数が多く、迷惑防止条例（ダフ行為）に違反する可能性の懸念があるとして、当該個人利用者のバックグラウンドを把握し、反社会的勢力該当性等を確認する目的で、丁社に依頼し、当該人物の調査を実施した。

かかる調査には、当該個人利用者、同人の妻及び同人が取締役を務める法人について、データベース等を用いた、属性情報（政治団体、宗教団体、右翼団体、その他市民活動団体、暴力団等の反社会的勢力としての属性、またはそれらとの密接な関係性を示す情報）、行為情報（過去の事件やトラブル、違法行為等への関与を示す情報、行政処分、懲戒処分等の有無）の調査が含まれていた。調査の結果、反社会的勢力に該当することを窺わせる情報は確認されなかった。

#### 5. 平成 29 年 1 月頃以降の戊社による反社会的勢力排除の調査

ミクシィ社は、戊社が提供するクレジットカード決済サービスを導入するに際し、平成 29 年 2 月 17 日より、戊社によるチケットキャンプ出品者（なお、戊社発行カード利用者に限定されない。）に対する反社会的勢力排除の調査の実施を開始した。具体的な調査方法は、チケットキャンプの利用者が出金をする都度、カード利用者であるか否かを問わず、出金をした利用者全件について、反社会的勢力に該当しないことを確認するというものである。同社による上記調査は、チケットキャンプのサービスが終了されるまで行われていた。当該調査により、平成 29 年 2 月 17 日以降、実際にチケットキャンプで取引して出金をした利用者全てについて、反社会的勢力排除の調査がなされている。

なお、上記調査の結果、18 名の利用者が反社会的勢力に該当する疑いがあると判明し、フンザ社は、その全員について、判明の都度直ちにチケットキャンプの利用を停止させる措置を行ったとのことである。

## 第 9 本件買収後の子会社管理体制

## 1. 子会社管理に関する社内規程の状況

### a ミクシィ社における子会社管理規程

ミクシィ社では、グループ会社管理規程により子会社及び関連会社をあわせたグループ会社に関する諸手続及び管理体制を定めている。

同規程では、ミクシィ社管理部門である経営企画本部がグループ会社の管理業務を担当すると定められているところ、現在は、経営推進本部内の経営企画室が子会社の管理業務を担当している。また、同規定では、子会社が下記の事項（以下「事前承認事項」という。）を実施する場合、ミクシィ社管理部門は、事前に当該子会社及び当該子会社事業に関連するミクシィ社の本部又は部室と協議のうえ、ミクシィ社の手続に則って、承認を受けなければならないとされている。

- ① 株主総会付議事項
- ② 重要な取締役会付議事項
- ③ 増資および減資、合併その他組織改編に関する事項、解散、社債発行、事業譲渡および譲受け
- ④ 役付取締役の選定
- ⑤ ミクシィ社から出向した従業員の雇用条件の変更
- ⑥ 事業契約の変更、新規事業計画、新規設備計画
- ⑦ その他前記事項に準ずる事項

加えて、ミクシィ社管理部門は、次の事項（以下「報告事項」という。）について子会社に対して報告を求め、検討を行うものとされている。

- ① 中期事業計画
- ② 月次資金収支計画、年間予算計画を含む事業計画書
- ③ 事業年度および事業年度各四半期における各種財務諸表（および月次試算表）
- ④ 組織の変更、人事異動および従業員の雇用条件に関する事項
- ⑤ 重大なクレーム（当該子会社を被告とする訴訟が提起されること並びに監督諸官庁等からの指導、命令および処分等を受けることを含む。）など当該子会社の事業の遂行上重要な事項およびミクシィ社経営に影響を及ぼす事項
- ⑥ その他ミクシィ社が特に指示する事項

また、ミクシィ社では、職務権限規程において定められる各職位の権限が、同規程別表「職務権限一覧」に定められており、グループ会社の管理に関する特定の事項についても、各事項についてミクシィ社のそれぞれの職位が決裁権者と定められている。

## b フンザ社における社内規程の整備状況

### (a) 社内規程の整備状況の概要

フンザ社において整備されている社内規程及びマニュアルは、取締役会規程、決裁規程、職務権限規程、印章管理規程及び利用規約違反对応業務フローである。

### (b) フンザ社の権限

フンザ社では、職務権限規程において、各決裁事項及び決裁権者が定められている。同規程においては、グループ会社管理規程における事前承認事項を踏まえて、経営方針、借入、5000万円超の費用を要するサービスに関する事項等の事業計画に影響を与えうる事項について、ミクシィ社所定の手続によるミクシィ社の事前の承認を要するものとされている。

他方、従業員の採用や5000万円以内の費用で行うサービスに関する事項については、フンザ社代表取締役又はフンザ社取締役合議の決裁で行うことが可能とされている。

## 2. 子会社管理に関する組織体制

### a ミクシィ社における子会社管理担当部署・管理体制

#### (a) 管掌役員

ミクシィ社は、子会社ごとに管掌役員を設ける運用としており、フンザ社については、ミクシィ社の代表取締役であるA氏が管掌役員となっていたとのことである。

#### (b) 子会社管理担当部署

上記第1の1.のとおり、ミクシィ社では、経営推進本部内の経営企画室がグループ会社管理規程に基づき、事前承認事項の承認及び報告事項の要求・検討等により、フンザ社を管理している。

#### (c) 内部監査室による監査

ミクシィ社では、内部監査規程に基づき、内部監査に関する責任者（監査責任者）である内部監査室長が、監査計画を立案し、監査を実施するなどの内部監査を行っている（内部監査規程第4条、同



第10条)。また、監査責任者（内部監査室長）は、監査を実施した場合、速やかに監査調書に基づいて監査報告書を作成し、直ちにこれを代表取締役提出するものと規定されている（同第16条第1項）。

内部監査室には、平成27年5月から平成29年5月まで従業員2名が配置されており、同年6月以降は従業員3名に増員している。

平成28年3月期に実施された内部監査の監査報告書では、フンザ社について、「少人数のため、代表取締役の承認が口頭で行われており、決裁承認手続きが後回しになっている」等の指摘がなされた。ただし、これらの指摘事項について、「平成28年3月末時点で、ミクシィ経理財務部経由で、適宜対応を進めていることを確認しております」とされ、対応がなされつつあることも報告された。なお、平成29年3月期に実施された内部監査の監査報告書においてはフンザ社に関する指摘はなされていない。

#### (d) 1on1 ミーティングによる管理

フンザ社では、ミクシィ社代表取締役であったA氏も含めて、フンザ社各部門の関係者が1対1の組み合わせで定期的に打ち合わせを行う運用となっており、A氏とL氏との間でも、週1回程度の頻度で打ち合わせ（以下、「1on1 ミーティング」という。）を行っていた。かかる1on1 ミーティングにおいては、フンザ社の業績や課題（フンザ社にとって重要な従業員の退職等）について、情報共有・協議等が行われていた。

#### (e) グループ共有会による管理

ミクシィ社では、ミクシィ社の子会社における事業責任者及びミクシィ社の本部長以上が参加するグループ共有会が、月1回の頻度で開催されており、フンザ社からも、グループ共有会において、ミクシィ社に対し、達成実績や今後の目標実績等といった事業の状況の報告がなされていた。

#### (f) ミクシィ社からの役員派遣による管理

ミクシィ社は、フンザ社に対し、子会社管理の一環として、以下のとおり役員を派遣している。

##### i. 取締役

- ・ A氏：平成27年3月31日から現在
- ・ F氏：平成28年4月1日から平成29年6月30日

ただし、F氏は平成27年5月から従業員としてフンザ社に派遣されていた

## ii. 監査役

- ・ G氏：平成27年3月から平成29年3月31日

上記派遣役員のうち、F氏は、フンザ社に従業員として派遣された当初から、広報や従業員採用を含めたフンザ社の管理部門全般を管掌していた。また、ミクシィ社との窓口として、フンザ社の経理や法務に関する事項について、ミクシィ社管理部門に適宜報告・相談し、フンザ社の関係部署に対応を指示するなどを行っており、両社間で連携して対処すべき問題への対応を担っていた。

なお、F氏がフンザ社の取締役役に就任した理由は、上記のとおり、F氏がフンザ社の管理に重要な役割を担っていたことから、フンザ社における権限を強化し、その業務を行いやすくする趣旨も含まれていたとのことである。

## b フンザ社における意思決定の体制

フンザ社における重要な会議体は、取締役会、取締役ミーティング及びマネージャーミーティングである。ただし、フンザ社が取締役会設置会社であった時期は、平成27年3月31日から平成29年3月31日までの間である。

### (a) 取締役会等

#### i. フンザ社が取締役会設置会社であった期間(平成27年3月31日から平成29年3月31日まで)

フンザ社の取締役会規程(なお、取締役会の廃止に伴い、現時点では廃止済み。)において、取締役会は、取締役及び監査役が出席者とされ、フンザ社の業務執行に関する重要な事項を決定するものとされていた。定時取締役会は、原則として毎月1回フンザ社本社で開催し、臨時取締役会は、必要に応じて開催するものとされていた(同第2条、同第3条)。

フンザ社が取締役会設置会社であった期間、取締役会が開催される頻度は毎月1回に満たなかったものの、開催された取締役会においては、事業状況・財務状況等の報告のほか、ミクシィ社からの借入れ、その弁済、予算承認、社内規程の改定、執行役員選任等が決議されていた。

#### ii. フンザ社が取締役会非設置会社に移行した後(平成29年3月31日以降)

フンザ社は、平成29年3月31日に取り締役会を廃止した後、取締役全員を出席者とする取締役合議を開催していた。取締役合議では、代表取締役選定や社内規程の改定等が決定されていた。

## (b) 取締役ミーティング

平成28年4月にF氏がフンザ社取締役に就任し、フンザ社の常勤取締役が3名（L氏、M氏、及びF氏）となった後、フンザ社では週1回の頻度で取締役ミーティングを開催する運用となった。出席者は、開催し始めた当初は上記取締役3名であり、F氏が辞任した後は、L氏及びM氏のみである。

## (c) マネージャーミーティング

ミクシィ社による本件買収以降、フンザ社では、マネージャーミーティングが週1回の頻度で開催される運用となった。出席者は、ER（「Event Registration」の略語）グループ、CS（「Customer Support」の略語）グループ、マーケティンググループ及びメディアグループの各グループのマネージャー、並びに、取締役ミーティングの出席者であった。

マネージャーミーティングでは、各グループにおける事業や各種施策の進捗管理等が協議されていた。

## 第4章 本委員会による評価

### 第1 転売目的でのチケット購入及び転売行為と二次流通サイトへの刑罰法規適用について

本委員会は、ミクシィ社における本件買収にあたっての経営判断の合理性に関する検証、及び、フンザ社へのガバナンス体制・管理体制（コンプライアンス体制）等を調査する目的で設置されたものであるが、その直接的な契機は、平成30年1月11日、京都府警において、フンザ社の元代表取締役であるL氏を詐欺の共犯の被疑事実により京都地方検察庁に書類送検したことにある（なお、L氏の刑事事件については京都地方検察庁が起訴、不起訴等の判断を行うことになるが、本報告書作成時点においては、京都府警による書類送検が行われたのみであり、京都地方検察庁は終局処分を行っているものではない）。

報道によれば<sup>8</sup>、被疑事実として構成された詐欺の内容は、平成29年4月10日頃、チケットキャンプの利用者が転売目的を秘して一次流通に係るチケットを購入した行為とされている。

転売者が転売目的を秘して一次流通事業者からチケットを購入する行為については、神戸地裁判決において、転売者が詐欺罪により有罪判決を受けているところ、同判決は、転売目的での一次流通に係るチケット購入が詐欺罪に該当するとの司法判断を初めて示したものとされている。

本委員会としては、神戸地裁判決前に、一次流通事業者から、転売者が転売目的を秘匿してチケッ

---

<sup>8</sup> <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO25553020R10C18A1000000/>

トを入手する行為が詐欺罪を構成するものとして、刑罰法規の適用がなされるということについて、ミクシィ社及びフンザ社において想定すべきであったと評価できるか否かが議論の出発点として重要であると考えている（下記1）。

また、神戸地裁判決後において、一次流通事業者から転売目的を秘してチケットを購入した行為に関し詐欺罪の適用がなされたとして、二次流通プラットフォーム事業者について、詐欺の幫助が成立するのか否か、また、それについてミクシィ社及びフンザ社において想定すべきであったと評価できるか否かもまた、重要であると考えている（下記2）。

そこで、まず、これらについて検討する。

なお、言うまでもなく、本件調査は、上記第1章の第2記載の調査対象事項に関して事実関係の調査、原因の究明及び必要な改善策の提言を行うために必要な範囲でのみ実施されるものであり、L氏の刑事事件を調査対象とするものではない。しかも、上記第2章の第1記載の短期間に、同第2記載の限定的かつ任意の調査方法によって実施されるものであり、あくまで本件調査によって判明した事実に基づき法的評価をするものであることに留意されたい。

1. 転売者によるチケット転売行為について、二次流通プラットフォームが刑罰法規の適用を想定すべきであったと評価できるか

- a 神戸地裁判決以前の議論状況について

神戸地裁判決以前においては、インターネットオークション等の仲介サイトでの転売行為については、各都道府県の制定する迷惑防止条例違反（ダフ屋行為の禁止）への該当性が主として問題となっており、各種の報道においても迷惑防止条例違反の可能性への言及がなされていた。

また、一次流通事業者からは、転売した転売禁止チケットが無効となり、実際にコンサート会場等に入場できなくなった買主がいた場合には、転売者がチケットを販売した行為について当該チケットの購入者との関係で詐欺罪が問題になる旨の指摘もなされていた。

しかし、いずれの問題についても、以下のとおり、転売者自体について、迷惑防止条例違反や詐欺罪が認められる可能性は低く、少なくとも、二次流通プラットフォームについて、その幫助として刑事罰の対象となると想定すべきであったとまではいえないと考えられる。

- (a) 迷惑防止条例違反の幫助の該当性

神戸地裁判決以前においては、インターネットオークション等の仲介サイトでの転売行為については、各都道府県の制定する迷惑防止条例違反（ダフ屋行為の禁止）への該当性が主として問題となっており、各種の報道においても迷惑防止条例違反の可能性への言及がなされていた<sup>9</sup>

この点、ダフ屋行為は、各都道府県が制定する迷惑防止条例により規制されているところ、たとえば、東京都の上記条例1条では、条例の目的は「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良的行為を防止し、もつて都民生活の平穏を保持すること」とされている。上記条例の目的からすれば、その保護法益はあくまで一般市民の生活の平穏であって、ダフ屋規制の趣旨も当該保護法益に照らして考察する必要がある、スポーツイベントやコンサート等の会場周辺又はチケット販売所などの「公共の場所」において、暴力団員等の暴力的不良的な者がチケットの販売を行うことにより、一般市民の生活の平穏が乱されることを防止することにあると考えられる。この観点からすると、インターネット上のサービスであるチケット二次流通プラットフォームを利用した転売行為は、当事者が対面する機会がなく、それ故に、通常、暴力的不良的行為が介在する余地が乏しいことから、一般市民の生活の平穏を直接的に乱す行為態様が想定し難く、迷惑防止条例上のダフ屋規制が適用される可能性は低いものと考えられる。

一般的にも、インターネット空間については、各都道府県の迷惑防止条例に定める「公共の場所」には該当しないものと理解されているようである<sup>10</sup>。

また、ミクシィ社がフンザ社を買収した際に、法務アドバイザーを通じて、警視庁の担当者から、「インターネットによる取引は、「公共の場所」に該当しないため、「チケットキャンプ」において転売する目的で得たチケットを販売すること及び転売目的でチケット等を購入することは、いずれも東京都迷惑防止条例に違反すると判断される可能性は低いと考えられる」旨の回答を得たとのことであり、これは本委員会の上記見解と合致するものである。

なお、平成27年3月にフンザ社を買収した際の法務調査の報告書においては、転売者が転売目的でコンビニエンスストアで購入したとして東京都迷惑防止条例違反で逮捕された事例<sup>11</sup>が指摘されていた。これはコンビニエンスストアが「公共の場所」と解釈されて逮捕されたものと推測される。しかし、下記2b及びcのとおり、幫助犯が成立するには、他人の犯罪を心理的又は物理的に容易ならしめていることが必要となるため、チケット二次流通プラットフォームが、利用者による一次購入行為が、「公共の場所」で行われることを心理的又は物理的に容易ならしめていると評価できなければならぬ。一次購入行為をどのような態様で行うか（「公共の場所」に該当する場所で購入するか、上記aのとおり「公共の場所」に当たらないインターネット空間で購入するか等）は利用者が決めるもので

---

<sup>9</sup> 平成25年9月30日付日本経済新聞、平成28年10月20日付日本経済新聞等。

<sup>10</sup> 平成28年10月20日付日本経済新聞。

<sup>11</sup> 平成26年1月24日読売新聞。

あり、チケット二次流通プラットフォームはそれについて特段の関心を有しているとは通常は考え難いし、少なくとも、チケット二次流通サイトの存在が、利用者が一次購入行為を「公共の場所」以外の場所ではなく、「公共の場所」で行うことを物理的又は心理的に容易ならしめているとは考え難い。

また、上記第3章第4の2.d(b)iv.のとおり、法務調査の報告書では、チケットキャンプの利用規約は、同業他社の利用規約と比較すると、ダフ屋に対するモニタリングを行おうとした場合において、モニタリングの実効性の面で劣っていると指摘されている。

しかし、ダフ屋行為に対するモニタリングの実効性の面で劣っているチケットの二次流通サイトの存在することによって、利用者が一時購入行為を「公共の場所」以外の場所ではなく、「公共の場所」で行うことを物理的又は心理的に容易ならしめているとは言えない。

したがって、転売者によるチケット購入行為及び転売行為について、チケットの二次流通プラットフォームについて、迷惑防止条例違反の幫助が成立する可能性は低いと考えられ、少なくとも、二次流通プラットフォームが迷惑防止条例違反の幫助として刑事罰の対象となると想定すべきであったとまでは言い難いものと思料する。

#### (b) 二次流通サイト上での転売者の転売行為（販売行為）についての詐欺

二次流通サイト上での転売者の転売行為（販売行為）について、購入者との関係で詐欺罪が問題になるとすれば、転売した転売禁止チケットが無効となり、実際にコンサート会場等に入場できなくなった場合である。

詐欺罪は、①人を欺いて（欺罔行為の存在）、②錯誤に陥らせ、③財物を交付させた場合で、④①、②及び③に因果関係があるときに構成要件に該当する。利用者は、チケット二次流通プラットフォームに出品するにあたり、チケットの有効性について明示的に虚偽の表示をするものではなく、チケットの出品行為がそれだけで欺罔行為（上記①）に該当するとは考えにくい。

よって、仮に、利用者が転売禁止チケットをチケット二次流通プラットフォームを利用して転売し、当該転売禁止チケットが無効となって当該チケットで入場できないという事態が生じたとしても、そもそも、転売者自身に詐欺罪の正犯が成立する可能性は低いものと考えられる。

なお、仮に、かかる行為について転売者に詐欺罪が成立するとして、二次流通プラットフォームが詐欺幫助となるかであるが、二次流通サイトにおいては、通常、出品されたチケットが無効（入場できない）となった場合には出品を取り消し、無効となること（入場できないこと）が出品時から想定される転売禁止チケットについては出品そのものを認めないなどの対策を講じている（チケットキャンプも同様とのことである）。下記2b及びcのとおり、幫助犯が成立するには、他人の犯罪を心理的又は物理的に容易ならしめていることが必要となるが、無効チケットは出品を取り消すなどの対策を講じている場合には、無効となる転売禁止チケットに係る転売行為を物理的又は心理的に容易ならしめているとは評価できず、チケット二次流通プラットフォームについて、詐欺罪の幫助が成立す

る可能性はさらに低いものと考えられる。

## b 神戸地裁判決と判決前の状況

神戸地裁判決は、転売者が転売目的を秘匿して一次流通事業者からチケットを入手した行為について、詐欺罪にて有罪判決を出した。同判決は、インターネット上でのチケット転売行為（購入行為）について詐欺罪を適用した初めての裁判例と言われており、同判決以前においては、転売目的での一次流通に係るチケット購入について詐欺罪で有罪判決を受けた事例も、摘発された事例も見当たらない。

そもそも、転売目的であったとしても、一次流通事業者からのチケット購入については、転売者は正規の料金を支払ってチケットを購入しているため、一次流通事業者には経済的損害は生じない。したがって、一次流通事業者を被害者とする詐欺の成否が議論されていなかったとしても、特に違和感はない。

加えて、ヒアリングによれば、チケットの転売に関する問題が社会的に注目されるようになってきたのは、平成28年8月23日に、壬社等の音楽関連団体等が複数の新聞に意見広告<sup>12</sup>を掲載したことがきっかけとのことである。

これは、音楽関連団体5団体及び100組を超えるアーティストやライブイベント主催者によるチケット転売に反対する意見広告であるところ、同意見広告には、「日本の音楽業界でも、ファンがチケットを適正な価格で売買できるシステム作りを始めていたり、ネット上のダブ屋行為を取り締まれない現行法規の改正を政府や自治体に対して訴えています。」と記載されており、転売目的での一次流通に係るチケット購入及びインターネットオークション等の仲介サイトでの転売行為については、現行法規上は処罰できないことが所与の前提とされている。

このような音楽関連団体5団体及び多数のアーティスト等による新聞意見広告や、その後の議員立法による規制の動き<sup>13</sup>などからすると、転売目的での一次流通事業者からのチケット購入行為やインターネットオークション等の仲介サイトでの転売行為については、これを規制するためには新規の立法による解決が必要と理解されていたものと思われる。

音楽関連団体5団体等がチケット転売に反対するために立ち上げたWEBサイトによれば、神戸地裁判決は、「従来犯罪行為として捉えられていなかった行為を犯罪行為として捉え、有罪とすることができたという点」などの面で「非常に画期的」、あるいは「今回の判決で「転売目的の電子チケット購入」が詐欺罪にあたることが示された」などとして紹介されている<sup>14</sup>。

チケット転売に反対する音楽業界から「非常に画期的」と評されるほど、転売目的での一次流通に係

---

<sup>12</sup> [https://www.tenbai-no.jp/image/no\\_ticket\\_resale.pdf](https://www.tenbai-no.jp/image/no_ticket_resale.pdf)

<sup>13</sup> 平成29年12月3日付読売新聞。

<sup>14</sup> <https://www.tenbai-no.jp/column/>

るチケット購入について詐欺罪が適用されるという事態は、必ずしも想定できるものでなかったと考えられる。

### c 小括

以上のとおり、神戸地裁判決以前については、ミクシィ社及びフンザ社において、転売目的での一次流通に係るチケット購入及びインターネットオークション等の仲介サイトでの転売行為について刑罰法規が適用されるとの認識がなかったとしても違和感はない。転売者が転売目的を秘匿してチケットを購入した行為自体への詐欺の適用についても、一次流通事業者には実際には経済的損失は生じていないことからすれば、それを想定していなかったこともある程度理解しうるところである。

少なくとも、基本的には、二次流通プラットフォームについて、その幫助として刑事罰の対象となると想定すべきであったとまでは認められない。

## 2. 神戸地裁判決と二次流通プラットフォームの詐欺幫助の成否

平成29年9月の神戸地裁判決を踏まえ、転売目的を秘匿してチケットを入手する行為について転売者に詐欺の正犯が成立するとして、二次流通プラットフォームにその幫助が成立するのか。また、幫助として直ちに刑事罰の対象となると想定すべきであったと評価できるか。

### a 神戸地裁判決の概要

神戸地裁判決は、転売屋である被告人が、営利目的での転売を禁止されているコンサートチケットについて、営利目的での転売意思を有しているのに、これがないかのように装って販売会社にチケットの購入を申し込み、電子チケット2枚及び紙チケット16枚を入手した行為が問題となった事案である。

神戸地裁判決は、詐欺罪の成否について、①コンサートチケットは性質上販売数が限定されており営利目的転売を企図した購入が横行すると、一般客の機会が奪われ又は適正価格を著しく超過した暴利価格の支払を余儀なくされ、最終的に音楽業界全体に大きな不利益が生じるため、営利目的転売の意思の有無が販売会社にとって重要な事項と認められることと、②営利目的転売の禁止が利用規約に明示され、被告人も申込時に利用規約に同意していたことから、詐欺罪が成立するものと判示している。

### b 幫助犯の成立要件

幫助とは、他人の犯罪を容易ならしめる行為を、それと認識、認容しつつ行うこととされており（最



高裁平成23年12月19日判決等)、その成立については、少なくとも他人の犯罪を容易ならしめる因果性が必要となる。

#### c チケット二次流通プラットフォームの存在と一次購入行為との因果性

他人の犯罪を容易ならしめる因果性としては、他人の犯罪を心理的又は物理的に容易ならしめていることが必要となるとされている。

しかし、チケット二次流通プラットフォームは、利用者による一次購入行為について、通常、特段の関与はしていない。

また、チケット二次流通プラットフォームの存在は、通常、一次流通事業者からの購入行為を容易ならしめているとも言えない。

さらに、チケット二次流通プラットフォームは多数存在するし、転売者が自らのECサイト等でこれを販売することも考えられる。転売者が、多数のチケット二次流通プラットフォームが存在する中で、どのチケット二次流通プラットフォームを利用するか、又はチケット二次流通プラットフォームではなく、利用者自身のWEBページやSNS等を通じて転売禁止チケットの購入希望者を募るか等は自由であって、それは転売者が任意に決定しているものである。その点でも、特定のチケット二次流通プラットフォームの存在によって、利用者による一次購入行為が容易になっているという関係があるといえるかは問題である。

仮に、チケット二次流通プラットフォームが心理的に利用者による一次購入行為を容易にしていると評価されるのであれば、「場」を提供するにすぎない(現実に転売できるかを保証しない)チケット二次流通プラットフォームよりも、実際に購入する者の存在の方が、利用者による一次購入行為を心理的により容易にしていると云わざるを得ない。そうするとチケット二次流通プラットフォームやその他の方法を通じて、転売禁止チケットを購入したすべての者についても、心理的に利用者による一次購入行為を容易にしていると評価されてしまうことになるが、このような帰結が正当と言えるのかという問題もあろう。

いずれにせよ、チケット二次流通プラットフォームが、利用者による一次購入行為を物理的又は心理的に容易ならしめていると評価できるのかについては、法律上クリアすべき難しい問題があると考えられ、チケット二次流通プラットフォームに、転売者によるチケット購入行為の詐欺罪について、幫助犯が成立するかは極めて慎重な検討が必要であると考えられる。

#### d VIP会員制度の存在による幫助犯成否への影響

上記第3章第3の2.cのとおり、チケットキャンプには手数料を優遇するVIP会員制度が存在する。

しかし、VIP会員制度は同業他社のチケット二次流通プラットフォームの利用者をチケットキャン

プに誘引するために設けられたものであり、転売者のチケット入手行為を容易ならしめるために設けられたものではない。また、実際に、VIP 会員制度があるからといって、転売者のチケット入手行為自体を容易ならしめているというものでもないと考えられる。

よって、VIP 会員制度の存在をもってしても、二次流通プラットフォームが利用者による一次購入行為を物理的又は心理的に容易ならしめているといえるかは、なお法律上クリアすべき難しい問題があると言わざるを得ず、チケット二次流通プラットフォームの幫助犯の成否について、VIP 会員制度の存在の有無は必ずしも大きな影響はないものと考えられる。

#### e 最高裁平成23年12月19日判決 (Winny 事件)

最高裁平成23年12月19日判決 (Winny 事件) は、ファイル共有ソフト Winny の製作者が著作権法違反幫助の罪に問われた事案である。

最高裁は、「単に他人の著作権侵害に利用される一般的可能性があり、それを提供者において認識、認容しつつ当該ソフトの公開、提供をし、それを用いて著作権侵害が行われたというだけで、直ちに著作権行為に当たると解すべきではない。」「同ソフトを入手する者のうち例外的とはいえない範囲の者が同ソフトを著作権侵害に利用する蓋然性が高いと認められる場合で、提供者もそのことを認識、認容しながら同ソフトの公開、提供を行い、実際にそれを用いて著作権侵害 (正犯行為) が行われたときに限り、当該ソフトの公開、提供行為がそれらの著作権侵害の幫助行為に当たると解するのが相当である。」と判示した。

その上で、最高裁は、①製作者が、具体的な著作権侵害を行う利用者が例外的とはいえない範囲に広がっていると認識、認容していると認められる証拠がないこと、②製作者違法ファイルのやり取りをしないよう求める注意書を付記していたことなどから、「本件 Winny を公開、提供した場合に、例外的とはいえない範囲の者がそれを著作権侵害に利用する蓋然性が高いことを認識、認容していたとまで認めることは困難である。」と判断し、著作権法違反の幫助犯成立を否定した。

Winny 事件では、当該ソフトが著作権侵害を容易ならしめていることは明白であったケースである (これに対し、チケット二次流通プラットフォームは、詐欺の正犯行為であるチケット入手行為自体を容易ならしめるものではない)。それに関し、さらに、Winny 事件判決は、ソフト開発事業者の認識・認容を問題とし、幫助として処罰するためには「本件 Winny を公開、提供した場合に、例外的とはいえない範囲の者がそれを著作権侵害に利用する蓋然性が高いことを認識、認容していたこと」までも要するものと判示した。

よって、二次流通プラットフォームを幫助として処罰するのであれば、当該プラットフォームにおいて、プラットフォーム利用者について、転売目的を秘匿してチケットを購入した者がどの程度含まれているかの認識を前提として、「例外的とは言えない範囲の者がそれを詐欺行為 (転売目的を秘匿してのチケット入手行為) に利用する蓋然性が高いことを認識・認容していたこと」を立証する必要があると考えられる。

## f 小括

以上のとおり、神戸地裁判決を踏まえても、転売者の転売目的でのチケット購入行為について、二次流通プラットフォームが詐欺の幫助となるか否かは別の問題であり、因果性や故意が存在するか否かについて法律上もクリアすべき難しい問題があると考えられ、極めて慎重な検討が必要になるものと考えられる。

なお、転売者の転売目的でのチケット購入行為について、二次流通プラットフォームが詐欺の幫助に該当するか否かには、極めて慎重な検討が必要になるものと考えられるが、幫助以上に、二次流通プラットフォームに詐欺の共同正犯（共謀共同正犯）が成立するかは、より慎重な検討が必要になるものと考えられる。

すなわち、二次流通プラットフォームは、転売目的でのチケット購入行為には直接の関与はないから、問題となるとすれば共謀共同正犯の成否となるが、共謀共同正犯が成立するには、共同意思の下に一体となって互いに他人行為を利用し、各自の意思を実行に移すことを内容とする謀議をなし（共謀）、犯罪を実行した事実が認められなければならないとされているところ（最高裁昭和33年5月29日判決等）、二次流通プラットフォームと転売者との間に共謀の事実が認定できるかについてはさらに慎重な判断を要すると考えられる。さらに、共同正犯というためには、教唆・幫助等の従犯との峻別として、自己の犯罪として行う意思（正犯意思）が必要となるが、二次流通プラットフォーム自体に、チケットを積極的に入手したいとの動機も見当たらないことを踏まえると、二次流通プラットフォームが、正犯意思を有してチケット購入行為を行わせたといえるのか、という問題もあり、正犯意思の認定にもよりいっそう慎重な判断を要すると考える。

このように、二次流通プラットフォームに詐欺の共謀共同正犯が成立するかについては、詐欺の幫助よりも、いっそう慎重な検討が必要になり、クリアすべき問題は多いと考えられる。

## 第2 本件買収判断及びフンザ社に対するガバナンス体制に関する当委員会の評価

### 1. 本件買収判断について

#### a 調査方法の合理性

上記第3章第4の2bのとおり、ミクシィ社は、本件買収にあたり、自社内に買収検討チームを設けて、ビジネス、法務、財務・税務の各観点からの調査が行った。また、当該調査を行うにあたっては、外部専門家を起用し、法務アドバイザーによる法務調査、フィナンシャルアドバイザーによる財務・税務調査、ビジネスアドバイザーによるビジネスデューデリジェンス及び丙社によるフンザ社株式

の価値評価分析を実施した。

調査期間に関して、ミクシィ社は、平成27年2月3日から本件買収の検討を開始し、約1か月程度の期間をかけて調査を行った。本件買収時、フンザ社は設立後2年未満の新興企業であり、子会社・関連会社はなかったこと、同社の運営する事業はチケットキャンプ事業のみであり、関係先も限られていたこと等からすれば、調査事項はそれほど広範囲にわたるものではなかったと認められる。上記のとおり、外部専門家を起用し、専門的な知見からも調査を行っていたことも踏まえれば、ビジネス、法務、財務・税務の各観点の必要な調査を行うに足るものであったと評価できる。

調査方法に関しても、L氏及び同社の顧問税理士に対して、直接ヒアリングを実施しており、必要な資料の開示も受けた上で、本件買収に関する重大な支障の有無を検証しており合理的な方法が採用されていたと評価することができる。

このように、ミクシィ社は、本件買収にあたり、自社のみならず弁護士や会計士等の外部専門家も起用した上で、調査に必要な期間を設け、必要な資料の検証やヒアリングの実施をした上で、ビジネス、法務、財務・税務、株式価値分析の各観点の調査を行ったものであり、その調査方法には特段の問題は認められない。

#### b 意思決定プロセスの合理性

上記第3章第4の2bのとおり、ミクシィ社は、本件買収のために、4部門で構成される買収検討チームを立ち上げ、当該チーム内に事務局も設けた上で、ビジネス、法務、財務・税務の各観点の調査を行った。当該調査の進捗状況等については、随時、A氏に共有されており、経営推進本部長のB氏にも情報が共有されていたとのことであり、また、A氏やB氏は、外部専門家による調査の報告会にも参加していた。

本件買収については、朝会や取締役会などで、A氏やB氏から関係取締役等に随時情報共有され、関係取締役間で適宜協議がなされていたとのことである。また、社外役員に対しては、A氏及びB氏が会食の場を設け、本件買収の概要や外部専門家等による各種調査結果の概要などについて説明していた。買収検討チームにおいて取りまとめた調査結果に基づき、経営推進本部において、本件買収における指摘事項や株式価格分析等をまとめた説明資料も作成され、取締役会の開催日の数日前には、共有されていた。

この点、当該説明資料においては、法務調査により指摘された転売禁止のチケットに関するダフ屋行為規制等の記載がないものの、A氏をはじめ最終報告会に参加した取締役から、他の役員に対して、転売禁止のチケット等を取り扱うことについては、将来的に規制される可能性がある旨のリスクの説明があったとのことであり、これを前提とすれば、法的リスクについても本件買収の可否を判断するために必要な範囲で各役員に共有されていたものと評価できる。

このように、本件買収に関する各種調査結果はあらかじめミクシィ社の各役員に共有されており、事前に検討期間も確保されていたと評価できる。

そして、本件買収は、平成27年3月19日に、取締役会において、決議事項とされ、あらかじめ送付されていた資料に基づきこれまでの調査結果等が報告され、役員間での協議が行われた後に、全会一致で承認可決された。

以上のとおり、ミクシィ社においては、社内規程上必要とされている取締役会の決議を経て、本件買収を行う旨の判断がなされており、また、事前の検討時間を確保した上で、朝会や食事会、取締役会における議論を経て判断されたものであるから、その意思決定プロセスについても特段の問題があったとは認められない。

## c フンザ社及びチケットキャンプ事業に関する評価の合理性

### (a) 法律上のリスクの評価について

上記第3章第4の2.dのとおり、本件買収にあたり、ミクシィ社が起用した法務アドバイザーによる法務調査において、将来の警察による取締りの強化や法改正・新法による規制の強化により、迷惑防止条例（ダフ屋規制）や転売禁止チケットの売買の有効性について法的問題が生じるリスクはあるものの、当時の規制の状況に基づいて、本件買収にあたり、重大な支障となる法的問題点は見受けられない旨の報告がなされていた。

ミクシィ社は、法務調査の結果等を踏まえ、主要な検討事項について、以下のとおり、法務リスクの評価を行った。

#### i. 迷惑防止条例（ダフ屋規制）への抵触の有無について

ミクシィ社は、本件買収当時、法務アドバイザーから上記第3章第4の2.d(c)iv.のとおり報告を受けており、また、複数の同業他社がチケット転売サイトを運営し、推計値で220億円を超える市場が成立していたことなども踏まえて検討した結果、チケットキャンプ事業におけるチケット転売行為がダフ屋行為として迷惑防止条例違反となる可能性が低いと評価したものであり、そのことが不合理であったとは評価できないと考えられる。

また、法務アドバイザーからは、法務調査の結果において、チケットキャンプ事業は、チケットの売買の場を提供するものであり、フンザ社は仲立人として位置づけられることから、チケットキャンプ事業自体が直接的にダフ屋行為の規制を受けるとは考えにくいとの報告がなされ、実際、本件買収当時、チケット転売サイト運営者について、ダフ屋行為の帮助が認められた事例もなかったことから、ミクシィ社が本件買収当時、チケットキャンプ事業がダフ屋行為（迷惑防止条例違反行為）の帮助に該当する可能性は低いと評価したとしても、経営判断として不合理であったとは言い難いものと考えられる。

なお、ミクシィ社の上記判断は、本調査の時点から遡って考えてみても、不合理なものとは評価

できないと史料する。ダフ屋行為は、各都道府県の迷惑防止条例により規制されており、既に述べたとおり、その趣旨がスポーツイベントやコンサート等の会場周辺又はチケット販売所などの「公共の場所」において、暴力団員等の暴力的不良的な者がチケットの販売を行うことにより、一般市民の生活の平穏が乱されることを防止することにあると考えられることからすると、インターネット上のチケット転売取引は、一般市民の生活の平穏を直接乱すものではないから、ダフ屋規制は及ばないと考えることにも相応の合理性があると評価できる。

## ii. 詐欺罪への該当性について

法務調査報告においては、芸能事務所から、フンザ社が、転売されたチケットが無効であることを知りながら、チケットキャンプで販売することを許容することは詐欺に該当する可能性があるとの申し入れがなされた旨の報告がある。

しかし、ミクシィ社によれば、実際には、チケットは無効とはならず、入場が認められており、チケットが無効となって入場ができないものについては出品を停止する等の措置を講じる予定であったとのことであり、実際、上記のとおり、転売者による転売禁止チケットの販売行為が詐欺になる可能性は高くないと考えられることからすれば、本件買収に重大な支障となる事情ではないと評価したことも不合理ではない。

また、少なくとも、神戸地裁判決以前は、転売者によるチケット入手行為が詐欺となるとの議論はなく、本件買収当時、チケット転売サイトでの転売目的でチケットを購入する行為が詐欺罪であるとして逮捕等された事例はなく、当然、チケット転売サイトの運営者について、詐欺罪の共犯が成立するとして逮捕等された事例もなかった。

また、上記第3章第4の2.d(c)iv.のとおり、ミクシィ社は、法務アドバイザーから、フンザ社がチケットキャンプ事業のリリースにあたり、警察及びフンザ社の法務アドバイザーと協議した上で当該事業を開始し、事業開始後も警察等から特段の指摘を受けていなかった旨の指摘がされ、結論として刑法上の法的問題点の指摘は特段ない旨の報告を受けていた。

上記のとおり、本件買収時点において、二次流通プラットフォームに刑罰法規が適用されると想定すべきであったとまでは言えないことなどを考慮すれば、ミクシィ社が、チケットキャンプ事業に関し刑事処罰の可能性は低いと評価したとしてもその判断自体が不合理であるとはいえないと考えられる。

## iii. 転売目的での利用の禁止との規約について

ミクシィ社は、法務アドバイザーから、買収時利用規約において、「売り手は、転売する目的で得たチケット等を出品してはならない」と規定され、また、サイト表示（フッター表示）において「転

売目的でのチケット購入、販売は固くお断りさせていただきます。」との表示がなされており、転売目的での利用が禁止されている旨の報告を受けた。

この点、ミクシィ社は、フンザ社と同様に、転売目的での利用を禁止する上記の条項の趣旨について、フンザ社が、出品者との関係で、無効となったチケットの出品を無効として取り扱うことができる程度の認識しか有していなかったとのことである。

実際、フンザ社においては、その後のチケットキャンプの運営において、無効となるチケット（実際にも入場できないチケット）が出品された場合には、当該出品を削除する等の対応をとっている。しかし、「売り手は転売する目的で得たチケット等を出品してはならない」との利用規約の文言を客観的に解釈すれば、チケットの有効・無効にかかわらず、転売目的で得られたチケットの取り扱いを禁止するものと解釈されると考えられる。しかしながら、実際には、チケットキャンプ上において転売禁止チケットが取引されていたことからすれば、運用の実態と利用規約との間に齟齬が生じていたと指摘されてもやむを得ない状況であったと考えられる。

とはいえ、ミクシィ社としては、本件買収当初から、将来的には米国のチケット流通市場と同様に、一次流通と二次流通の提携に向けた協議を実施しようと考えていたのであり、転売目的禁止の問題については、本件買収後、当該協議の中で必要に応じて規約と実態の双方を調整することによって解決しようと考えていたとのことであり、かかる判断は必ずしも不合理とはいえない。そして、転売目的禁止条項を定める同業他社サイトにおいても、転売禁止チケットの出品状況はそれ程異ならないものと推察されるところ、同業他社サイトα及びγが約10年間にわたり事業を継続しており、推計値で220億円を超えるチケット二次流通市場が形成されていることからすれば、ミクシィ社において、本件買収当時、当該問題が直ちにチケットキャンプ事業の継続に支障を来す事情ではないと考え、それ程重要視しなかったとしても、経営判断として不合理であったとまでは言えないと考える。

#### iv. 小括

以上のとおり、ミクシィ社は、弁護士などの外部専門家を起用した上で、法務調査を行い、当該調査結果に基づいて、上記第3章第4の3.の意思決定プロセスによりチケットキャンプ事業に関する法務上のリスクを検討したものであり、上記の検討結果を踏まえれば、本件買収を行うにあたり、重大な支障となる法的問題点は特段見受けられないと結論付けたことについて、本件買収を決定するにあたり不合理な経営判断があったとは評価できないものと考えられる。

#### (b) 財務・税務上のリスクの評価について

ミクシィ社は、上記第3章第4の2.eのとおり、本件買収にあたり、フィナンシャルアドバイザーによる財務・税務調査により、同社の財務・税務リスクに関する評価を行った。

ミクシィ社は、フィナンシャルアドバイザーから、いくつかの留意点を指摘されたものの、結論として、財務に関しては「純資産に重要な影響を与えるリスク項目は検出されて」おらず、税務に関しては「税務上の観点から本件取引の成否に影響を及ぼすような重大な問題は検出されていない」との報告を受けた。

ミクシィ社は、かかる調査報告を踏まえて、上記第3章第4の3.の意思決定プロセスにより、取締役会においても、検討を行った上で、本件買収に関し重大な支障となる財務・税務上の問題点は特段見受けられないとの結論に至った。

このように、ミクシィ社は、会計士・税理士が行った財務・税務調査の結果に基づいて、フンザ社に関する財務・税務上のリスクを検討したものであり、上記の検討結果を踏まえれば、本件買収の重大な支障となる財務・財務上の問題点は特段見受けられないと評価したことについて、特段の問題があったとは認められない。

#### (c) ビジネス上のリスクの評価について

ミクシィ社は、上記第3章第4の2.fのとおり、本件買収にあたり、ビジネス評価アドバイザーによるビジネスデューデリジェンスにより、同社のビジネス上のリスクに関する評価を行った。

ミクシィ社は、ビジネス評価アドバイザーから、公演施設の不足によってチケットの一次流通市場の成長が鈍化する可能性や、興行主や一次流通企業を巻き込んでチケットキャンプ事業を浸透させることはできない可能性がある旨の留意点を指摘されたものの、結論として、「チケット二次流通は、音楽ライブの増加に伴う一次流通の拡大と、ユーザーの認知拡大による二次流通浸透率の上昇によって今後も高い成長が期待される市場である」との報告を受けた。また、当該調査において、ミクシィ社は、①一次流通市場の規模、②二次流通の浸透率、③市場シェアなどについて検証を行い、フンザ社の事業計画や米国における業界構造を参考に設定した市場シェア等に基づき算出した将来収支や、当該事業計画よりも保守的に評価した場合の将来収支などについても報告を受けている。

ミクシィ社は、かかる調査報告を踏まえて、上記第3章第4の3.の意思決定プロセスにより、取締役会においても、検討を行った上で、本件買収に関し重大な支障となるビジネス上の問題点は特段見受けられないとの結論に至った。

以上のとおり、ミクシィ社は、外部専門家が行ったビジネスデューデリジェンスの調査結果に基づいて、フンザ社に関するビジネス上のリスクを検討したものであり、上記の検討結果を踏まえれば、本件買収の重大な支障となるビジネス上の問題点は特段見受けられないと評価したことについて、特段の問題があったとは認められない。

#### (d) 本件買収価額について

ミクシィ社は、本件買収価額の算定に関して、両社にフンザ社の株式価値評価分析を行わせ、フン



ザ社の株式価値が約 141 億円であるとの報告を受けた。

また、直近に同業他社サイトである  $\alpha$  を運営していた  $\eta$  社が 128 億円で TOB 取引によっていわゆる M&A が実行されていた。

ミクシィ社としては、上記のとおり算定された株式価値、上記第 3 章第 4 の 2.d ないし第 3 章第 4 の 2.f の法務、財務・税務、ビジネス上の各種リスク及び直近の類似事例を踏まえた上で、上記第 3 章第 4 の 3. の意思決定プロセスを経て、約 115 億円でフンザ社を買収することを決定した。

この点、各種調査において、法務アドバイザーやフィナンシャルアドバイザーから、法改正や警察等の運用が変更された場合のリスクや、興行主や一次流通企業を巻き込んでチケットキャンプ事業を浸透させることはできない可能性があるリスク等の指摘がなされていたが、調査当時、 $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$  などの複数のチケット二次流通サイトが既に運営されており、チケット二次流通の市場において、年間 220 億円以上の取扱高（推計値）があり、チケットの二次流通が社会的に一定程度定着していたこと、類似事例においても 100 億円を超える評価がなされていたことなども踏まえれば、ミクシィ社が、上記第 3 章第 4 の 3. の意思決定プロセスを経て、約 115 億円で買収することを決定したことについて不合理な判断であったとは認められない。

#### d 本件買収価格の交渉経緯

ミクシィ社は、上記 c(d) の本件買収価額の算定結果等を踏まえ、L 氏を含むフンザ社株主と交渉した結果、上記第 3 章第 4 の 4. のとおり、当初の提示額から減額された総額 115 億円でフンザ社株式を買い受けることを決定した。上記価格交渉が不適切に行われたと伺わせる事情も見当たらないことから、本件買収の価格交渉経緯にも不合理な点は見当たらないと評価できる。

#### e 小括

以上のとおり、ミクシィ社は、必要に応じて外部専門家を起用するなど適切な調査方法を用いた上で、必要な調査を行い、所定の意思決定プロセスを経て、ミクシィ社における本件買収に関する判断が行われたものと評価できることから、本件買収にかかる判断方法（プロセス）について特段の問題があったとは認められない。

また、判断内容についても、各種調査結果、当時のチケット二次流通業界の動向やフンザ社株主との交渉経緯等を踏まえれば、本件買収に関し重大な支障となる問題点は特段見受けられず、本件買収価格も適切であるとして、本件買収を実施するとの意思決定に至ったことについても、特段の問題があったとは認められない。

## 2. ミクシィ社によるフンザ社に対するガバナンス体制について

a 本件買収後の具体的な問題への対応状況

上記第3章第6ないし第8のとおり、フンザ社及びミクシィ社は、本件買収後、チケット販売関係者からの申入れへの対応、チケットキャンプにおける各種ルールの変更、利用者等の反社チェックなどの対応を行っていた。

この点、各時点の対応としてやむを得ないものと評価できる点もあるが、本調査の時点から遡って考えると、必ずしも適切であったとは言い難いものも見受けられるため、以下において指摘する。

(a) チケット販売関係者からの肖像権等侵害に関する申入れへの対応

チケット販売関係者からの申入れのうち、肖像権等の侵害に関しては、上記第3章第6の1.b(c)のとおり、アーティスト等の肖像権等を侵害しているとの申入れがある都度、フンザ社は、直ちに該当する表示又は掲載を削除する等の対応を行っていた。また、フンザ社は、存在しない特別席の虚偽出品又は発売前の出品等の虚偽出品が報告された場合や無効となっているチケットが出品されている場合には、速やかに出品を削除しており、各チケット販売関係者からの申し入れに対しても、無効となったチケットについては連絡があれば削除する旨を連絡していたとのことである。これを前提とすれば、フンザ社としては、買い手に損害が生じる、不正かつ無効なチケットについては、随時モニタリングをし、速やかに出品を削除していたのであるから、事後的な対応としては特段の問題はなかったと考えられる。

しかし、そもそも、フンザ社において、チケット販売関係者からの申入れがなされなくとも、アーティストの肖像権等を侵害するおそれのある表示又は掲載を行う場合には、事前に専門家に相談する等の方法により法的リスクを検討して然るべきである。現に、フンザ社は、平成27年3月には既にチケットキャンプ上の「Z 通信」の肖像権侵害に関するクレームの存在を認識していたのであるから、その後、同種の肖像権等の侵害が生じないよう事前の対策を講じてしかるべきであるが、上記のとおり外部からの申入れを受けての事後的な対応に終始していた点は問題である。

(b) チケット販売関係者からの転売禁止チケットに関する申入れへの対応

上記第3章第6の1.cのとおり、ミクシィ社及びフンザ社は、平成28年2月から7月にかけて、複数のチケット販売関係者との間で協議を行い、チケットの一次流通及び二次流通を通じたチケット取引市場全体の健全化を図るべく、一次流通事業者と二次流通事業者の間で、双方の利用者等の情報を共有すること等を提案し、チケット販売関係者とその方法や法的問題点等について、具体的な検討を行っていた。ミクシィ社及びフンザ社は、当該協議を継続し、チケット取引全体の健全化に取り組んでいたが、チケット販売関係者の関係団体を含む音楽団体から、チケット高額転売ビジネス反対に関する意見広告が発表された結果、ミクシィ社及びフンザ社ともに、チケット販売関係者と協議をする

ことができなくなった。このように、結果的に一次流通事業者との間で合意には至らなかった点は一且於くとして、フンザ社及びミクシィ社は、問題解決に向けて取り組む姿勢を有していたことは一定程度評価できる。

また、平成 29 年 12 月にはインターネット上のダフ屋行為を規制するための議員立法の概要が報道され、平成 30 年 1 月召集予定の通常国会に法案を提出する予定とされていたが、新法における規制対象は、①特定の日時や場所、座席の指定、②主催者らが転売の禁止を明示、③主催者らが本人確認などの防止策を講じている、との 3 要件を満たすチケットとされ<sup>15</sup>、インターネット上のダフ屋行為の規制には、本人確認などの防止策を講じるという一次流通事業者の対策も必要であることが改めて確認されている。新規立法の方向性から見ても、チケット取引全体の健全化に取り組むにあたり、一次流通事業者の協力が必須のものであるとして、チケット販売関係者との協議を行おうとしたミクシィ社及びフンザ社の姿勢は、不合理なものとはいえないと考えられる。

もっとも、チケット販売関係者からの申し入れにおいては、利用規約における転売禁止条項と実際の運用に齟齬が生じているとの指摘がなされており、ミクシィ社及びフンザ社はかかる齟齬を認識していたものといえる。

これに対し、ミクシィ社及びフンザ社によれば、チケット販売関係者からの指摘で上記問題を認識するに至ったが、当時、チケット一次流通関係者との間で抜本的な解決を図るべく協議を進めようとしていたこと、利用規約をフンザ社の認識していた解釈に合わせて、「転売目的」のチケットから「実際に使用することができない」チケットなどに変更することは、チケット一次流通業者との協議に影響を与えかねないと考えたことから、協議の継続を優先することにしたとのことである。

当該協議が漸絶した後も、ミクシィ社及びフンザ社は、上記第 3 章第 7 の 3. のとおり、平成 29 年 7 月の音楽団体からの申し入れ等を踏まえて、チケットキャンプ単独で可能な対策として、①予約番号のみの出品の終了、②出品するチケット価格の上限設定、③出品枚数制限、④同一利用者による複数アカウントの削除対応、⑤VIP 会員制度の廃止等を検討し、VIP 会員制度の廃止を決定した。また、同年 11 月には、1 公演あたりのチケット出品枚数の制限、本人確認の厳格化等の対策を講じることを決定した。このように、ミクシィ社及びフンザ社は、チケット取引市場全体の根本的な問題解決のために、チケット販売関係者と協議をするとともに、チケットキャンプ単独での対策も検討し、VIP 会員制度の廃止やその他の健全化措置を決定していること、当該協議・検討は、ミクシィ社とフンザ社が協働して行っていることからすれば、チケット販売関係者からの申し入れがフンザ社のリスク事項であることをミクシィ社も把握し、対応策を検討していたものと評価できる。

他方、フンザ社は、チケット販売関係者からの指摘を受けた後も実際にチケットキャンプで流通している転売禁止のチケットについて、種類、出品者、取引数量等を調査し、一定数量以上の取引がある出品者に対してチケット入手方法の確認等を行うなどの調査をしておらず、チケット販売関係者が

---

<sup>15</sup> 平成 29 年 12 月 3 日付読売新聞。

問題として指摘しているチケットキャンプの現状を把握するための行動に及んでいない。かかる対応は、チケット販売関係者から誠意を欠いたものと評価されてもやむを得ないものというべきである。

(c) 適格消費者団体からの転売禁止チケットに関する申入れへの対応

上記第3章第6の2のとおり、フンザ社は、平成28年9月以降、適格消費者団体から、消費者契約法に関連して、利用規約を見直すべきではないかとの指摘を受けていた。フンザ社は、当該適格消費者団体と継続的に書面で意見交換を行い、その議論を踏まえて、利用規約の手数料（キャンセル料）についての改定を行った。この利用規約の改定を受けて、当該適格消費者団体は、フンザ社に対し、平成29年11月29日付で利用規約見直しの申入れが終了した旨の通知を送付した。このように、フンザ社が適格消費者団体からの申入れに対して、誠実に対応していた点は評価ができる。

(d) チケットキャンプ事業の利用ルールの変更等

上記第3章第7の1のとおり、ミクシィ社の従業員による調査によって、VIP会員制度や、競合他社サービスの利用者へのチケットキャンプへの勧誘活動が判明したが、フンザ社の従業員が個別の利用者と接触を行うことは、プラットフォーム者としての中立性との関係で控えるべきであると判断し、平成29年2月頃、勧誘活動を行う営業チームを廃止し、勧誘活動自体を終了した。かかる対応にも特段の問題は認められない。

また、営業チームの廃止に伴い、VIP会員制度に関しても廃止を検討することとなったが、VIP会員は割引された手数料を前提に取引を行っており、手数料割引を一方的に廃止した場合にはVIP会員との間で債務不履行責任が発生する可能性もあることなどから、直ちにVIP会員制度を廃止することができず、廃止の方向で引き続き検討することとされた。

VIP制度の廃止のタイミングについては議論がありうるところであるが、同制度はすでに実施されていた制度であり、直ちにこれを中止すれば既存のVIP会員との関係で混乱を招くため、難しい経営判断が求められることから、上記のような対応はやむを得なかったと言える。また、上記第3章第7の2のとおり、ミクシィ社は、法務アドバイザーに法的問題点の洗い出し調査を依頼し、ダフ屋規制若しくは詐欺罪又はそれらの共犯への該当性を中心に検証が行われ、インターネット上でのチケットの転売を行うことはダフ屋行為に該当するものではないこと、チケット転売サイト運営業者は、利用者間でチケットの売買を行う場を提供しているにすぎず、利用者が出品するチケットの購入行為に関与するものではないから、原則として、チケット転売サイト運営業者がダフ屋規制の幫助や詐欺罪の幫助に該当するものではないことなどの報告がなされた。当該調査報告においては、本件書類送検のように、出品者が転売目的を秘してチケットを購入してきた場合に詐欺罪に該当しうることや、チケット転売サイト運営業者が詐欺罪の幫助に該当しうることは特段指摘されておらず、上記のような報告内容を踏まえて、チケットキャンプ事業の法的リスクを把握するとともに、上記第3章第7の3.及び

4.のとおり、その問題点を踏まえた対策を検討し、VIP 会員制度の廃止、1 公演あたりのチケット出品枚数の制限等を実施した。

上記第 3 章第 7 の 3.のとおり、転売目的での一次流通にかかるチケット購入行為を詐欺罪とする平成 29 年 6 月の逮捕事案及び同年 7 月の音楽団体からの申入れ等を踏まえて、フンザ社は、チケットキャンプ単独で可能な対策として、①予約番号のみの出品の終了、②出品するチケット価格の上限設定、③出品枚数制限、④同一利用者による複数アカウントの削除対応、⑤VIP 会員制度の廃止等を検討していた。フンザ社は、同年 8 月頃には、VIP 会員制度の廃止を決定したものの、捜査当局からの捜査照会を踏まえて、捜査に影響を与えないようにするために、VIP 会員制度の廃止の通知を直ちに行うことができず、実際の廃止の通知は同年 12 月まで待つこととなった。

また、VIP 会員制度廃止以外の対策についても、ミクシィ社及びフンザ社は引き続き検討していたものの、上記逮捕事案の帰趨を見極めて判断することが適切であると考え、判断を留保していたところ、上記事案について詐欺罪での有罪判決が出された平成 29 年 9 月以降、改めて検討を行い、同年 11 月、出品数の制限等の利用ルールの変更を行うことを決定した。

以上のとおり、ミクシィ社及びフンザ社が、平成 28 年 9 月に K 氏を外向させて以降、コンプライアンスの観点から実施した社内調査や法務アドバイザーによる調査に基づいて、問題点への対応策を検討した上で、勧誘活動の終了、VIP 会員制度の廃止、出品数の制限等を実施したものであり、これらの対応について特段の問題があったとはいえない。また、これらの対応のうち、VIP 会員制度の廃止及び出品数の制限等については、実際に通知するまで又は決定するまでに一定の時間を要したものの、VIP 会員制度の廃止については、契約関係や捜査当局への配慮が必要だったこと、出品数の制限等については平成 29 年 6 月の逮捕事案の帰趨を見極める必要があったこと、いずれの対応も、同年 9 月の神戸地裁判決後には速やかに対応しており、捜査機関と調整が完了した段階で速やかに公表していることからすると、当時の経営判断として問題であったとまでは評価できない。

#### (e) 反社会的勢力ではないことの調査・確認

上記第 3 章第 8 の 1.ないし 4.のとおり、ミクシィ社は、ミクシィ社及びそのグループ会社に適用される反社会的勢力排除に関する規程を備え、これに基づき、これまでに、本件買収時、平成 27 年 5 月、平成 27 年 12 月、平成 28 年 10 月、平成 28 年 11 月の 5 回にわたり、外部専門家である丁社に依頼して、フンザ社の関係者及び取引先について反社会的勢力該当性の調査を実施している。本件買収時、平成 27 年 12 月及び平成 28 年 10 月に実施された 2 回の反社会的勢力該当性の調査は、チケットキャンプにおける利用額の大きい利用者 10 名ないし 30 名について調査を実施したものであり、利用者数や取引額の増加に伴い、踏査対象を拡大させており、年 1 回以上の反社会的勢力の該当性調査を行っていること、別途疑わしい利用者が存在する場合には、その都度、個別に調査を行っていたこと、当該調査にあたっては、十分な実績を有した専門業者である丁社に依頼していることからすれば、その調査頻度や調査対象、調査方法は、不合理であったとは言えないと評価できる。

また、上記第3章第8の5.とおり、平成29年2月以降、フンザ社は、戌社と協力して、利用者の金融機関口座へ振込送金する際、全件について反社会的勢力該当性の確認作業を実施している。これにより、確認作業を実施しており、出金をする利用者について全件の反社会的勢力該当性の確認を行うことにより、フンザ社は、アクティブユーザー全てについて当該確認を行うことができたことから、その対象範囲や調査方法について、合理的かつ十分な方法であったと評価することができる。

以上のとおり、フンザ社に関して、適切な反社会的勢力該当性の調査が実施されていたものと評価することができる。

## b フンザ社に対するガバナンス体制について

### (a) ミクシィ社による管理体制

#### i. グループ会社管理規程による管理

ミクシィ社はグループ会社管理規程を制定し、フンザ社を含む子会社及び関連会社の管理方法として、事前承認事項及び報告事項を定めていた。事前承認事項は、上記第3章第9の1.aのとおり、フンザ社における重要な取締役会決議事項等であり、子会社管理に必要な事項は網羅されているものである。また、報告事項についても、事業計画など業績に関する事項が中心ではあるものの、重大なクレーム等も含まれており、子会社に報告を求めるべき事項として不足があったとまでは言えない。

また、上記事前承認事項については、フンザ社の職務権限規程にも反映されており、事前承認事項がミクシィ社の承認なくフンザ社で決定されるのを防ぐことも配慮されていた。なお、本件買収時にミクシィ社が覚知することができなかったVIP会員制度については、フンザ社の唯一の事業であるチケットキャンプというプラットフォームの公平性という重大な事項に関わるものであるから、「子会社の事業の遂行上重要な事項」（グループ会社管理規程第10条（5））に該当するとも評価できる。

#### ii. ミクシィ社による管理体制

上記第3章第9の1.aのとおり、グループ会社管理規程において、フンザ社の報告義務は定められていなかったものの、ミクシィ社管理部門が報告事項についてフンザ社に報告を求めることができるとされていた（同第10条柱書）。ミクシィ社管理部門は、主としてミクシィ社自体の管理業務を行う部署であり、フンザ社を含むグループ会社の管理業務に専従する担当者は存在しなかったものの、ミクシィ社自体を含むグループ全体を横断的に管理するという観点から、特段の問題のある体制であったとは評価できない。

ミクシィ社からフンザ社に対する役員派遣については、規程等で明確に制度化されたものではないが、ミクシィ社からフンザ社に取締役として派遣されたF氏は、ミクシィ社の取締役であるB氏に対して適宜報告をしていた。

また、上記第3章第9の2.a(a)のとおり、管掌役員にも明確な規程等はなかったが、ミクシィ社の代表取締役であるA氏がフンザ社の管掌役員となっており、フンザ社の代表取締役であるL氏によるフンザ社の経営判断を監督できる体制にあった。

さらに、ミクシィ社がフンザ社からの報告を受ける会議である1on1ミーティング及びグループ共有会についても、明確な規程等がなく、フンザ社が報告すべき事項が報告者の裁量に委ねられてはいたものの、情報を共有することができる体制にあったとは認められる。

一方、平成29年12月4日にフンザ社に対して兵庫県警が商標法違反及び不正競争防止法違反の容疑で強制捜査をしたことを受け、ミクシィ社が実施した社内調査に係る同年12月25日付調査報告書によれば、A氏は、フンザ社における問題があると疑われている商標の使用を認識していなかったとのことである。

こうした事態は、フンザ社には親会社であるミクシィ社との連携を図る部署が存在せず、ミクシィ社とフンザ社の情報の共有が明確な規程に基づかないものであったことから報告責任の所在が不明確になっていたこともさることながら、上記事実について1on1ミーティングやグループ共有会においてもなお、役員相互間における情報共有が必ずしも十分でなかったことが影響したものと云わざるを得ない。

また、上記第3章第9の2.a(c)のとおり、フンザ社は、ミクシィ社の内部監査室による監査の対象となっており、内部監査による発見された問題点については是正を行っていたが、当時2名ないし3名の少人数でグループ会社12社すべてを監査することになるため、自ずと限界があり、フンザ社についても転売禁止条項と実際の運用状況に齟齬があることや商標権等の侵害を疑われる事実の存在を覚知するには至っていない。

#### (b) フンザ社における管理体制

上記第3章第9の1.b(b)のとおり、グループ会社管理規程において、フンザ社が一定の行為を行うにあたりミクシィ社の事前承認を得ることが必要とされていた。事前承認事項には、フンザ社の事業内容に関する事項も含まれ、フンザ社の職務権限規程によれば、5000万円超の費用支出を伴うサービスの開始・変更等についてはミクシィ社の事前承認が必要とされていた。

また、フンザ社では、取締役会（ただし、平成29年3月に廃止）のほか、明確な規程等はなかったものの、取締役ミーティング及びマネージャーミーティングが開催されており、フンザ社代表取締役に一定の権限があるものの、会議体で協議をなす体制となっていた。

しかしながら、上記(a)iiで指摘したとおり、A氏は、フンザ社において問題があるとの疑いのある商標の使用を認識していなかったとのことであり、これらの会議体での協議において必ずしも十分な

情報共有が図られていたとは言えない面がある。

### c 結論

以上のとおり、ミクシィ社によるフンザ社の管理体制やフンザ社内における管理体制そのものに特段の問題があったとは認められないが、運用面においては情報の共有が必ずしも十分ではなかったことは否めない。

## 第3 チケットキャンプ事業を廃止するに至った原因の分析

本件において、本件買収に関する投資判断及び意思決定プロセスについて特段の問題があったとは認められず、本件買収後、フンザ社がチケットキャンプ事業を廃止するに至った直接的な原因は、チケットキャンプ利用者が、転売目的でチケットを入手したことにつき詐欺罪で逮捕・起訴され、神戸地裁判決で有罪となったことを契機として、フンザ社が、兵庫県警により商標法違反・不正競争防止法違反による強制捜査を受け、京都府警により詐欺罪による強制捜査を受けるといった事態を招いたことにある。

この点、かかる事態を神戸地裁判決前に想定することは容易ではなく、仮に転売目的を秘匿して一次流通事業者からチケットを購入した行為が詐欺罪を構成するとしても、それが故にフンザ社のような二次流通プラットフォームに詐欺の共犯が成立するには、法律上クリアすべき難しい問題点もあると言わざるを得ず、神戸地裁判決後であっても、チケットキャンプについて、直ちに、詐欺幫助での立件を予測すべきであったとまでは言えないと考えられる。

他方、ミクシィ社は、チケットキャンプ事業を継続することによるレピュテーションの低下に配慮してチケットキャンプ事業の廃止を決断したものであるが、フンザ社において、レピュテーションリスクに配慮し、チケットキャンプ事業について健全化施策を早期に公表・実施していれば、チケットキャンプ事業の継続によるレピュテーションの低下を防ぐことができた可能性も否定できない。

すなわち、平成28年3月以降、フンザ社に対しては、チケット販売関係者から、チケットキャンプの出品の中には、購入者がコンサート会場に入場する際の本人確認資料を出品者が貸与する旨の記載等が存在すること、同一公演のチケットを多数出品するなど営利目的転売と思われる出品者が存在すること、チケットキャンプの利用規約と実際の出品状況には齟齬があることなどが指摘されている。

ミクシィ社及びフンザ社は、こうした指摘を受けて、上記第2章第6の1.cのとおり一次流通事業者と二次流通事業者との提携を目指してチケット販売関係者に対して協議を求めると一方で、健全化施策を検討していたが、平成29年2月に営業部門を廃止して新規勧誘活動を終了させたものの、それ以外に明確な方針をチケット販売関係者や一般消費者に公表しないまま、平成29年12月4日に兵庫県警から商標法違反・不正競争防止法違反による強制捜査を受ける事態に至っている。

また、上記のとおり、チケット販売関係者から、明らかに高額転売を目的としていると思われる出品者の存在を指摘されたにもかかわらず、フンザ社が大量出品者のチケット入手方法を調査した事実



も認められない。

こうしたミクシィ社及びフンザ社の対応には当時としてはやむを得ない部分も認められるが、高額転売を行う者に対する社会的非難が強い状況下において、高額転売を目的とした取引を排除する断固とした姿勢を明確に表明せず、大量出品者のチケット入手方法を調査しなかったことは、社会的には非難されてもやむを得ない対応であったと言わざるを得ない。

また、VIP 会員制度が高額転売を目的とする取引を誘引するために創設された制度であるとは認められないが、大量出品者に対する優遇措置が一般に公開されずに存在することについて、世間一般から高額転売を後押ししていると思われることは想定可能な事態である。また、このような制度の存在がミクシィ社又はフンザ社以外の者からの情報によってチケット販売関係者に知られたときには、チケット販売関係者のミクシィ社及びフンザ社に対する信頼が失われることは容易に想定できることである。

よって、VIP 会員に対する債務不履行責任との関係で VIP 会員制度を直ちに廃止することが難しい状況であったとしても、このような制度が存在することがミクシィ社やフンザ社自身からではなく、チケット販売関係者やマスコミを通じて世間に知れ渡ることによるレピュテーションの低下を考慮し、チケット販売関係者やマスコミが公表する前にフンザ社から当該制度の存在を公表し、今後の方針を示すといった対応も可能であったはずである。

もとより、レピュテーションリスクを過剰に意識した経営判断は、革新的な事業や画期的な事業の展開を阻害する場合もあるが、ミクシィ社が社会の公器たる上場会社であることに鑑みれば、その子会社であるフンザ社における上記経営判断にはレピュテーションリスクに対する配慮が不足していた面があることは否めない。

#### 第4 改善策の提言

チケットキャンプ事業に関する問題は、同事業の廃止を以て一旦終了するが、ミクシィグループに関し、今後の改善策として以下の事項を提言する。

##### 1. レピュテーションに配慮した迅速な経営判断

ミクシィ社が社会の公器たる上場会社であることに鑑みれば、ミクシィ社及びその子会社には、それに相応しい対応が求められている。

そこで、ミクシィ社及びその子会社においては、上場会社のグループ企業としての自覚を持ち、世間における評価を常に意識した経営判断が望まれるものであり、社内又は社外から何らかのリスクの提言があった場合には、法的な観点だけでなく、レピュテーションリスクにも十分に配慮して、全役員が認識を共通にし、早急に対応を検討し、対策を実施すべきである。

## 2. 子会社に対するガバナンスの強化等に向けた施策の実施

### a ミクシィ社における子会社管理の専門部署ないし担当者の設置

ミクシィ社管理部門には、子会社管理に特化した部署や子会社管理に専従する担当者が存在しない。

ミクシィ社において子会社管理の体制をより強化するため、子会社管理の専門部署ないし子会社管理に専従する担当者を設置することも検討に値すると考えられる。

### b 子会社からの報告基準の一層の明確化

上記第2の2.bのとおり、ミクシィ社のグループ会社管理規程等には、以下の事項に関する規定が存在せず、運用で実施されているため、子会社からの報告基準をより明確にするため、グループ会社管理規程を見直すことも検討に値する。

#### ① 子会社の報告義務（義務的報告事項の新設）

#### ② 子会社管理のための会議体（1on1 ミーティング、グループ共有会）に関する事項

また、ミクシィ社による事前承認事項について、要承認事項の範囲を拡充することの必要性についても検討されたい。

さらに、現時点におけるミクシィ社によるフンザ社の管理体制は、ミクシィ社管理部門による管理のほか、グループ共有会での報告を通じたミクシィ社役員による直接の監視である。上記のとおり、グループ共有会の位置付けを規程上も明確にした上で、報告基準を明確にするとともに、グループ共有会に調査権限を付与することによって、その権限を強化することも考えられる。

### c 子会社での取締役会設置・取締役の構成等

子会社におけるガバナンス強化のため、子会社を取締役会設置会社とすることも検討に値する。

また、特に、買収によって子会社化した場合には、子会社の取締役の構成について、親会社からの派遣取締役がその過半数を占めるような管理体制とすることも考えられる。

ミクシィ社から派遣する役員は、子会社管理部門の担当者とすることで、子会社管理部門の担当者が直接、子会社の情報について日常的に報告を受けることを制度的に担保することも検討に値する。

### d ミクシィ社管理部門担当取締役の選任

上記第2の2.b(a)ii.のとおり、ミクシィ社には管理部門担当の取締役が欠員となっている。ミクシィ社管理部門担当の取締役を選任し、ミクシィ社管理部門の責任者をより明確に位置づけることによって、子会社管理をより強化することができるものと思料する。

e 内部監査室の人員拡充及び定期監査の実施

多角的な管理を行う観点から、日常的には子会社管理の部署での管理を行うとしても、内部監査室による監査を定期的実施し、多面的な視点で子会社が適切に業務を実施しているかを検証することも考えられる。

また、ミクシィ社は子会社が多く存在するため、従業員2名ないし3名の少人数では到底対応しきれないと思われるので、内部監査室による監査をより実効的なものにするために、内部監査室の人員をさらに拡充すべきである。

f 役員及び従業員に対する教育の徹底

規程類や制度等を見直したとしても、それを担う役職員が遵守しなければ無意味である。また、違法・不当と思われる行為を認知した従業員から役員や管理部門の責任者に対して報告されなければ、役員や管理部門の責任者は事実を認識することができないので、対象となる事業に携わる従業員についても当該事業に適用される法令やリスクを認知させる必要がある。

そこで、再整備された規程類及び制度等を前提として、当該事業に適用される法令及びリスクについて、ミクシィ社及び子会社の役員及び従業員に対する継続的な教育を行うことが必要である。

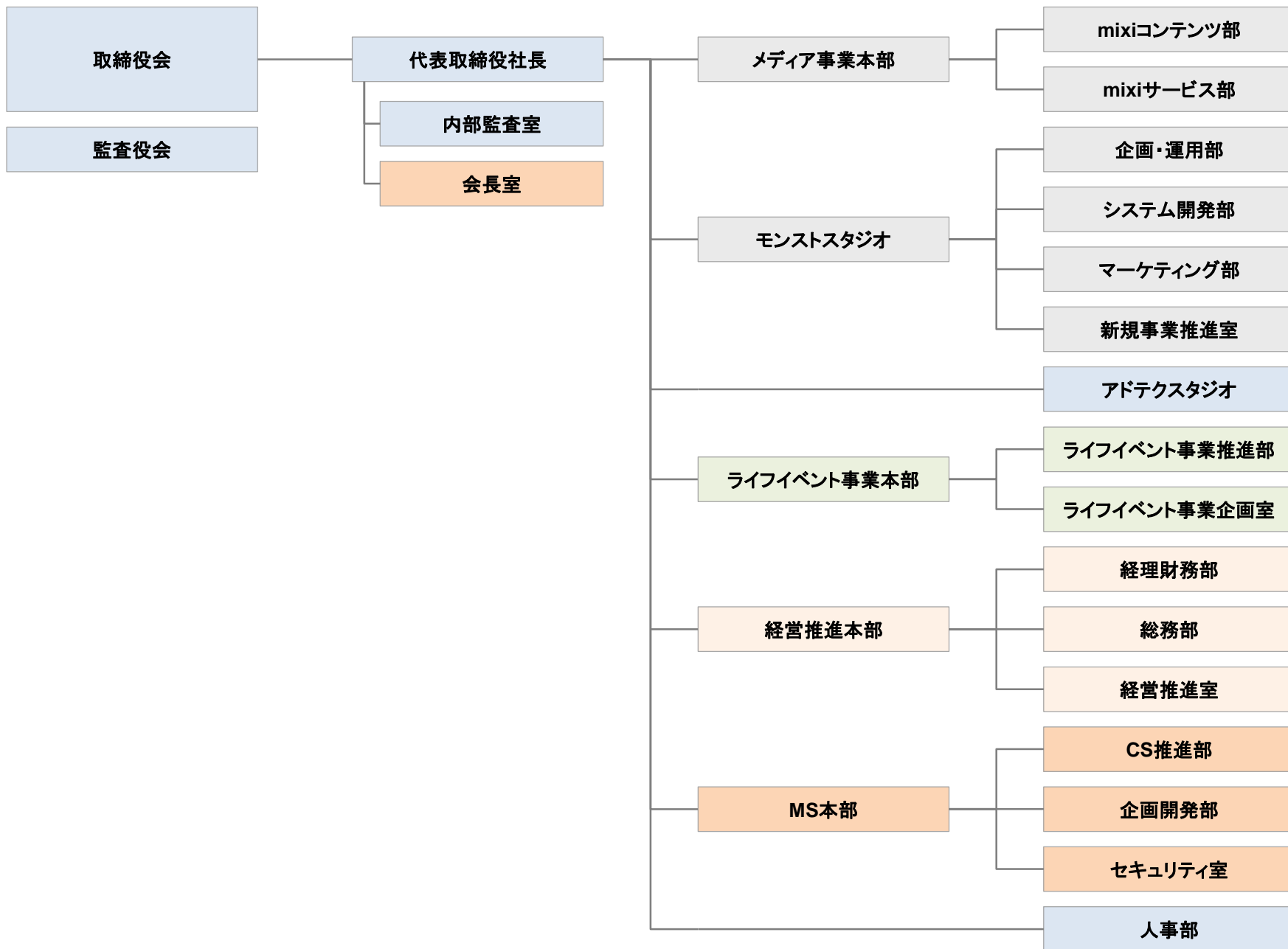
g 各種利用規約の検証

ミクシィ社及びその子会社には、一般消費者にサービスを提供するにあたり利用規約を策定しているものもあるため、そのような利用規約に規定の客観的な文言とミクシィ社の認識、実態との齟齬がないかについて、改めて検証し、発見された齟齬については是正することが必要である。

以上

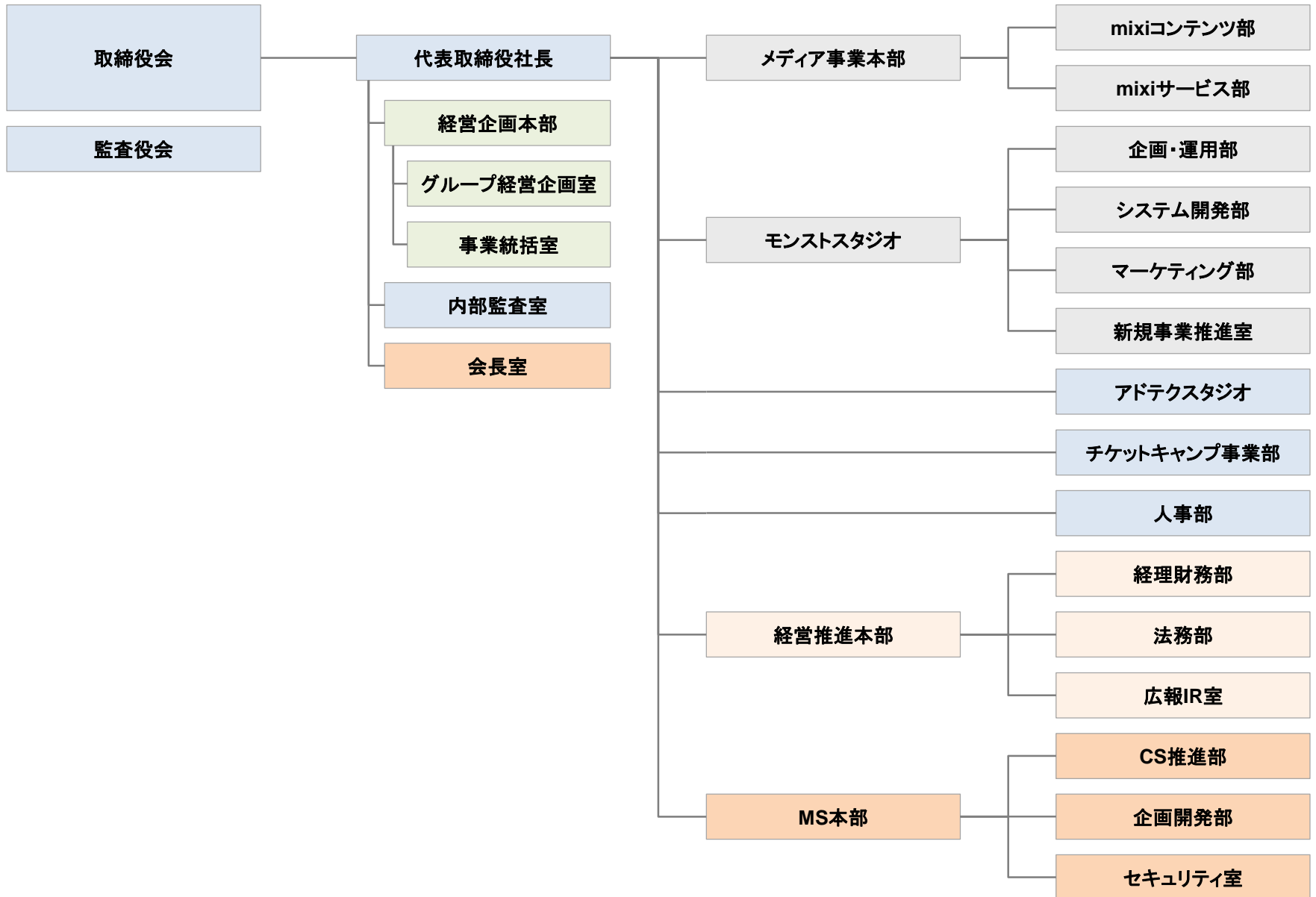
# ミクシィ社組織図(本件買収時)

別紙1



# ミクシィ社組織図 (平成27年4月1日時点)

## 別紙2



# ミクシィ社組織図(現在)

